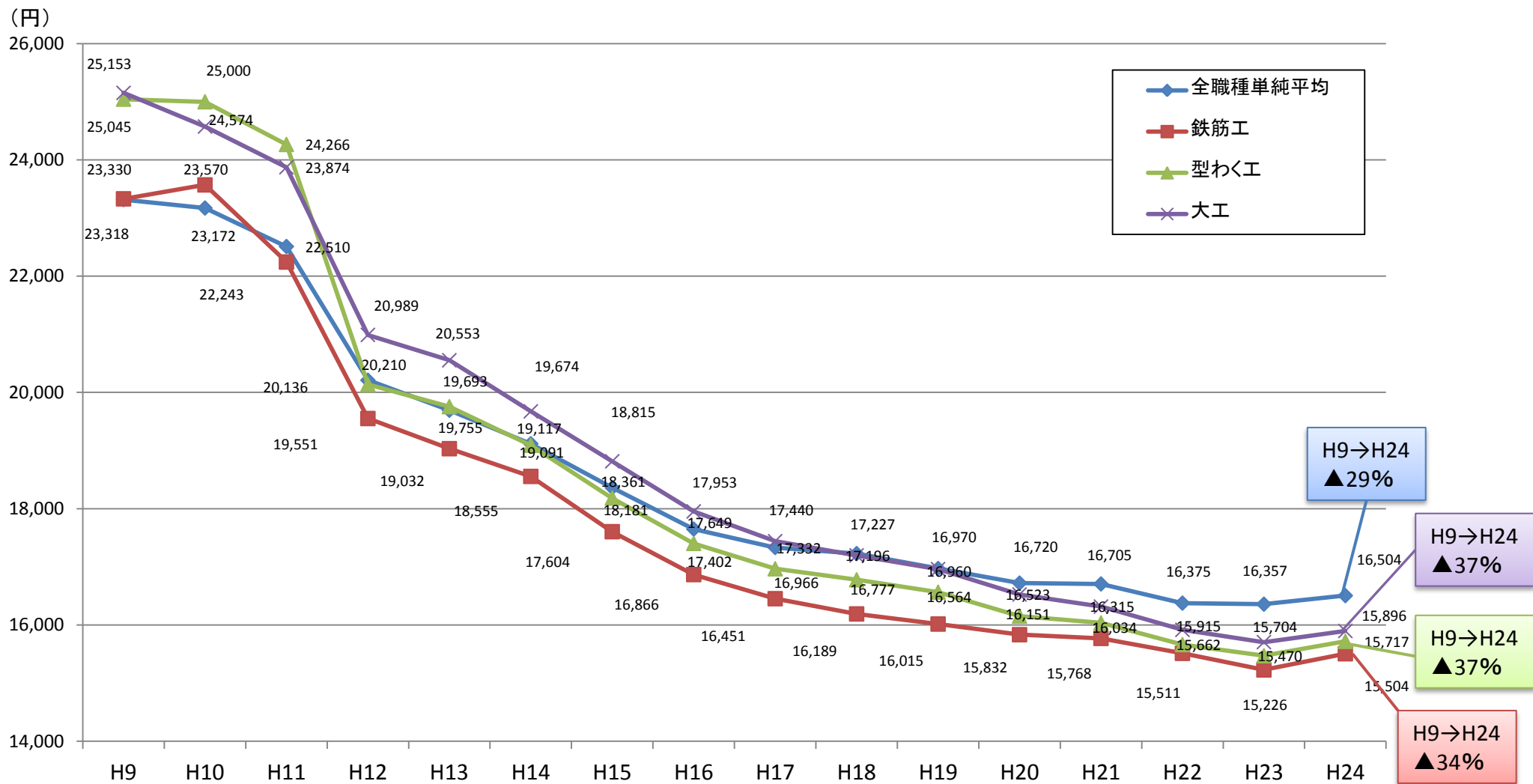


○ 公共工事設計労務単価は、全体として低下傾向にある。



出所: 国土交通省「公共工事設計労務単価」

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時(H4年度)から約25%減。

部門別の職員数と増減状況

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

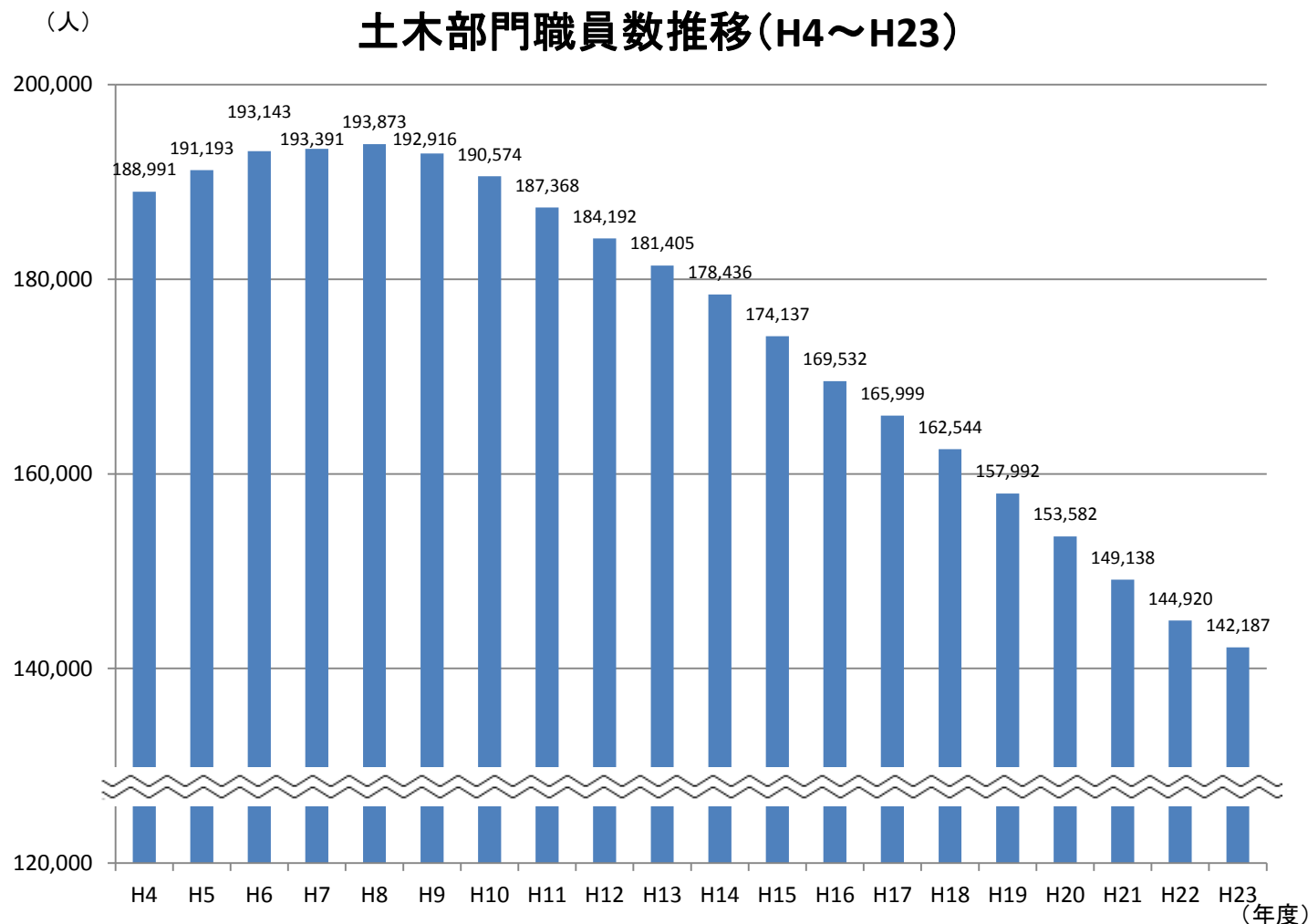
区分	平成6年度	平成23年度 (H6年度比)	
普通 会計	一般行政 【うち土木】	1,174,514 【193,143】	926,249 (▲21.1) 【142,187】 (▲26.4)
	教育	1,281,001	1,055,313 (▲17.6)
	警察	253,994	282,023 (11.0)
	消防	145,535	158,062 (8.6)
	計	2,855,044	2,421,647 (▲15.2)
公営企業 等会計	437,448	367,342 (▲14.1)	
合計	3,282,492	2,788,989 (▲15.0)	

※平成23年度の公営企業等会計部門は、被災11団体の内訳が不明のため、小計に被災11団体の公営企業等会計部門職員数135名を足している。

※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等

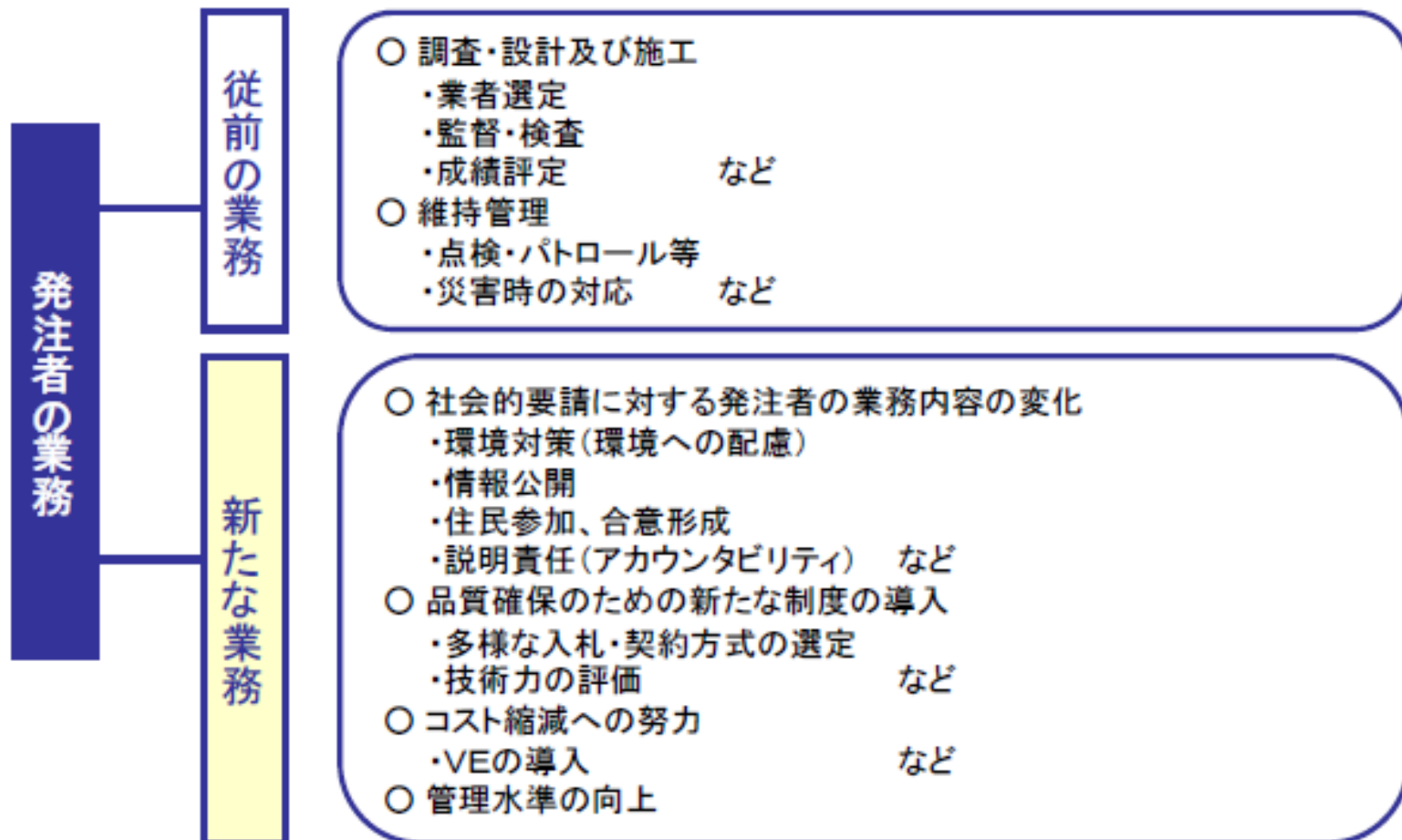
※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

土木部門職員数推移(H4～H23)



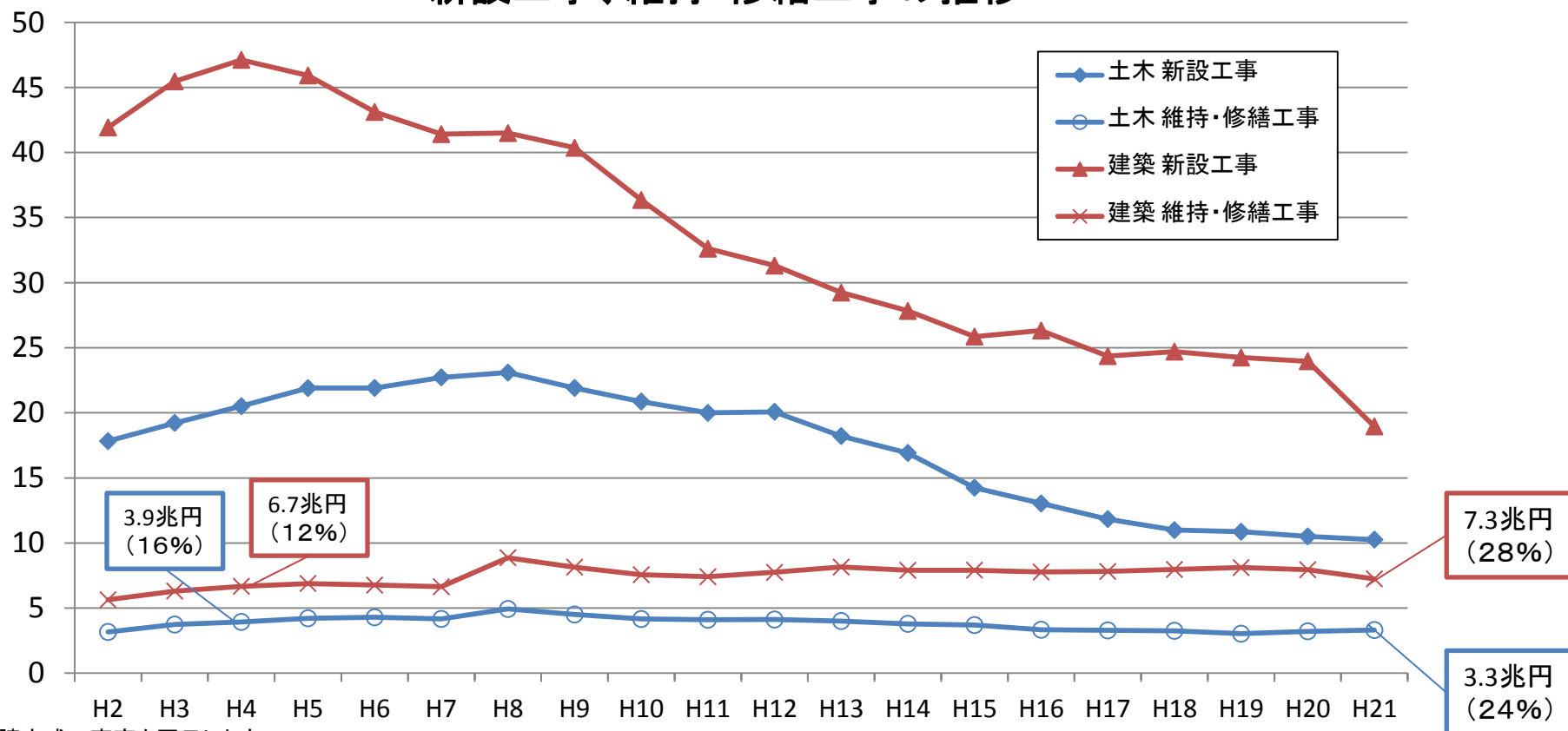
出所:総務省「地方公共団体定員管理調査」

・発注者の業務は従前から行っている業者選定や監督・検査等の業務に加え、昨今の社会的要請等により新たな業務が発生してきており、発注者の業務内容は多岐にわたっている。



- 近年、新設工事は減少しているが、維持・修繕工事は横ばい傾向にあり、維持・修繕工事の割合が高まっている。
- 土木工事全体に占める土木の維持・修繕工事の割合は、1.5倍（平成4年度：16%→平成21年度：24%）
- 建築工事全体に占める建築の維持・修繕工事の割合は、2.3倍（平成4年度：12%→平成21年度：28%）

新設工事、維持・修繕工事の推移

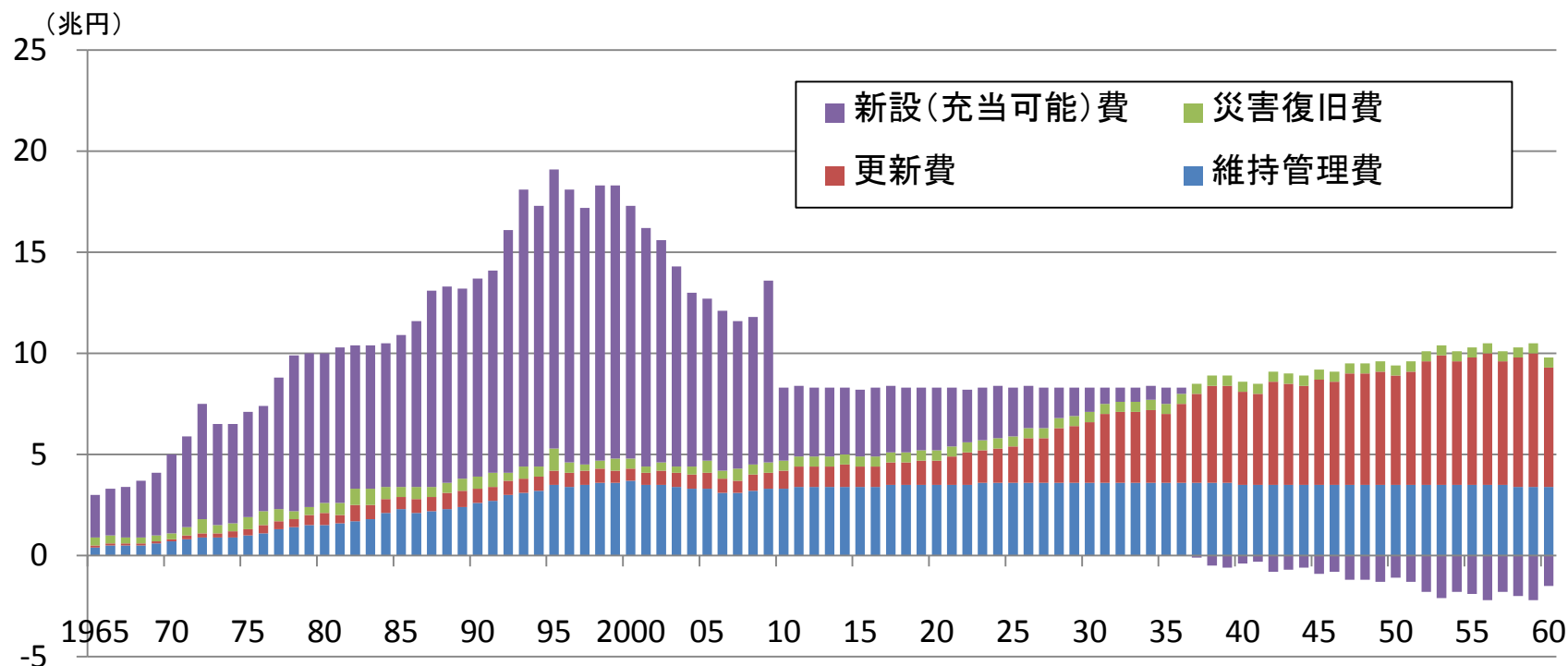


注) 元請完成工事高を图示したもの。

注) 括弧内は、土木工事全体・建築工事全体における維持・修繕工事の割合

出所：国土交通省「建設工事施工統計調査」

・維持管理・更新費について推計したところ、社会資本の増加に伴い維持管理・更新投資が増加し、新設費が圧迫されることが予想される。



(注)推計方法について

国土交通省所管の8分野(道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸)の直轄・補助・地単事業を対象に、2011年度以降につき次のような設定を行い推計。

- ・更新費は、耐用年数を経過した後、同一機能で更新すると仮定し、当初新設費を基準に更新費の実態を踏まえて設定。耐用年数は、税法上の耐用年数を示す財務省令を基に、それぞれの施設の更新の実態を踏まえて設定。
- ・維持管理費は、社会資本のストック額との相関に基づき推計。(なお、更新費・維持管理費は、近年のコスト縮減の取組み実績を反映)
- ・災害復旧費は、過去の年平均値を設定。
- ・新設(充当可能)費は、投資可能総額から維持管理費、更新費、災害復旧費を差し引いた額であり、新設需要を示したものではない。
- ・用地費・補償費を含まない。各高速道路会社等の独法等を含まない。

なお、今後の予算の推移、技術的知見の蓄積等の要因により推計結果は変動しうる。

出所：平成21年度国土交通白書

- 建設後50年以上経過する社会資本の割合は、今後20年で等比級数的に増加する。

建設後50年以上経過する社会資本の割合

	2009年度	2019年度	2029年度
道路橋	約 8%	約25%	約51%
河川管理施設(水門等)	約11%	約25%	約51%
下水道管きよ	約 3%	約 7%	約22%
港湾岸壁	約 5%	約19%	約48%

長寿命化・老朽化対策の進捗率

	進捗率
全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率(2008年度)*1	約41%
下水道施設の長寿命化計画策定率(2008年度)*2	約 4%
河川管理施設の長寿命化率(2008年度)*3	約15%
港湾施設長寿命化計画策定率(2008年度)*4	約13%
老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合(2008年度)*5	約51%

*1 全国の15m以上の道路橋について「長寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数/橋梁箇所数」

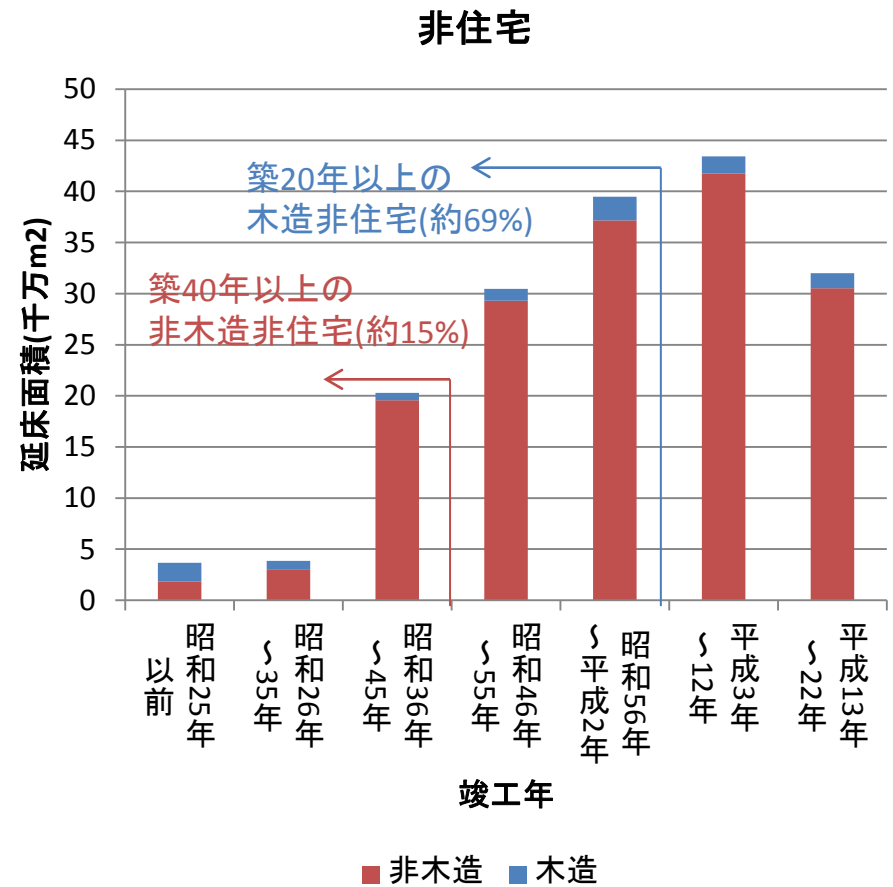
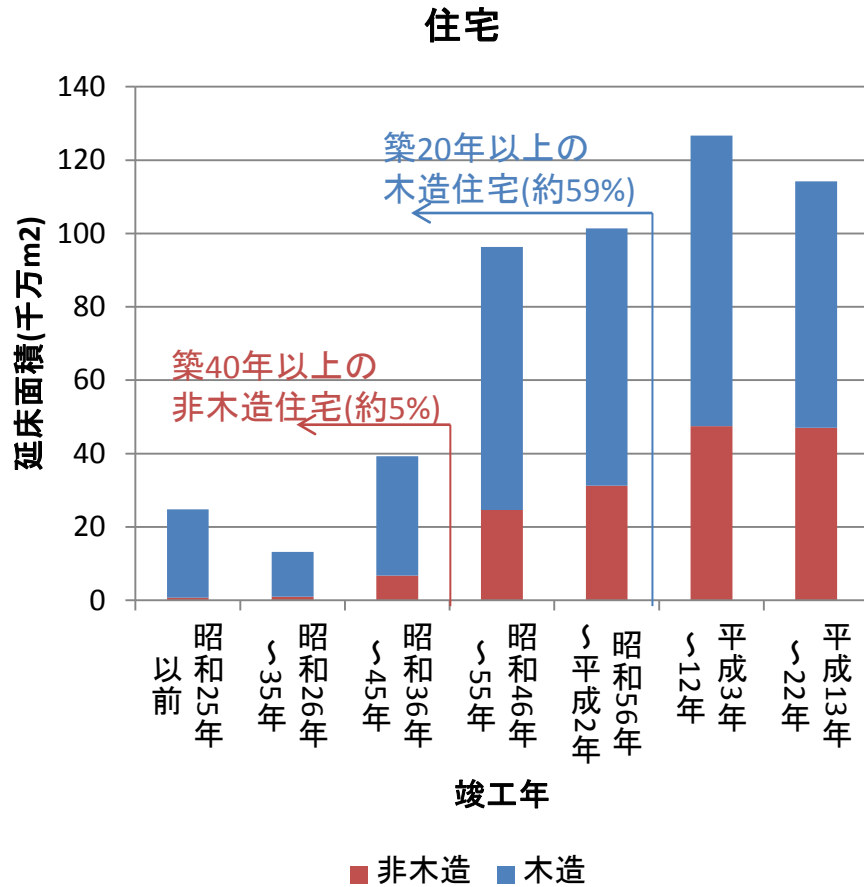
*2 「長寿命化計画を策定した自治体数/耐用年数を経過した下水道管きよを管理している自治体数」

*3 「長寿命化が図られた施設数/2008～2012年度に耐用年数を迎える河川管理施設数」

*4 「長寿命化計画を策定した施設数/重要港湾以上の主な係留施設数」

*5 1967年以前に設置された施設について「所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長/海岸保全施設の延長」

- 住宅については、木造の築20年以上が約59%、非木造の築40年以上が約5%となっている。また、非住宅については、木造の築20年以上が約69%、非木造の築40年以上が約15%となっている。

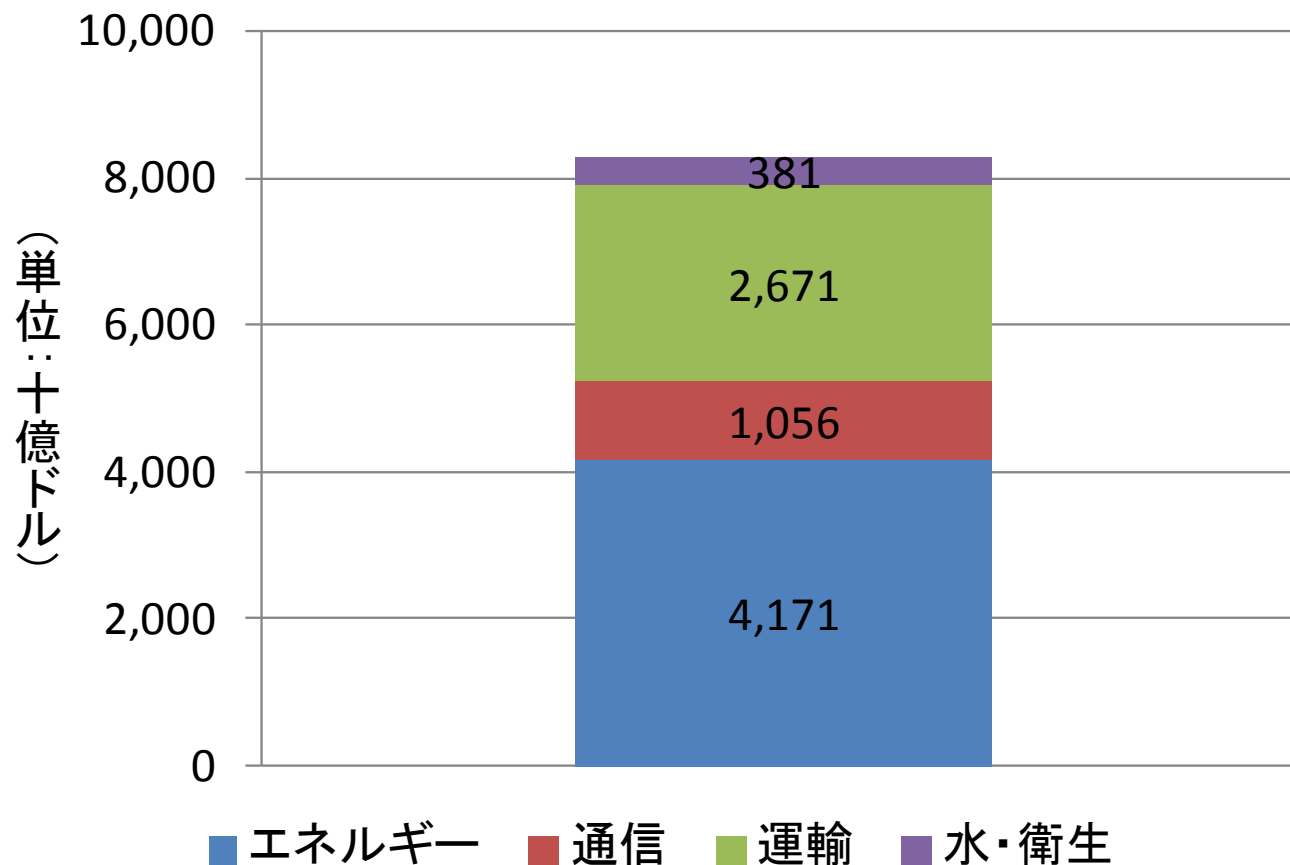


(注)非住宅は法人等のもののみであり、公共施設は含まれない

住宅の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)は、木造が22年、鉄骨鉄筋コンクリート造等が47年、ブロック造等が38年、金属造(肉厚4mm超)が34年等となっている。

- アジアにおいては、2010～2020年で約8兆ドル超（年間7,500億ドル超）という膨大なインフラ需要が存在。

アジアにおけるインフラ需要（2010～2020年）



1-3-8 アジアにおけるインフラ需要

○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

(日本の「安全・安心」等の制度のアジア展開)

新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あがて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。また、アジアにおけるこれらの分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく。これらにより日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していく。

2020年までに実現すべき成果目標： 建設業の新規年間海外受注高1兆円以上

○建設産業の再生と発展のための方策2011(平成23年6月23日国土交通省建設産業戦略会議)(抜粋)

我が国企業のマネジメント力を強化し、安定的に海外展開できるよう支援するため、以下のような施策を講ずることが必要である。また、これらの施策の推進に当たっては、各企業、業界団体、政府がそれぞれの立場で、互いに連携しながら着実に実施するとともに、業界団体の取組について政府が後押しすることが必要である。さらに、大手・中堅建設企業のみならず、技術と意欲を持った中小・専門工事業者や建設関連業者等の海外展開も進めていく必要がある。

◆施策の方向性

- (1) 契約・リスク管理の強化
- (2) 情報収集・提供の強化
- (3) 人材育成の強化、
- (4) 事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成
- (5) 国際建設市場の環境整備

第2章 東日本大震災への対応の検証

1 趣旨

被災地における復旧・復興事業においては、最近、技術者・技能労働者の不足、労務単価の上昇、入札不調案件の増加等の傾向が見受けられるところであり、事業における円滑な施工の確保が課題となっている。

このため、国、地方公共団体、関係業界団体が各自把握する現況を情報交換するとともに、対応について意見交換を行う場を設けることとし、もって、復旧・復興事業の円滑な実施を図ることを目指すこととする。

2 連絡協議会の議題

- ①入札不調の状況
- ②技術者・技能労働者の不足への対応
- ③労務単価上昇への対応
- ④その他復旧・復興事業の施工確保に資する事項

3 スケジュール

第1回 平成23年12月27日(火)

- ・直轄及び地方公共団体における入札不調の状況
- ・地方公共団体及び関係業界団体からのヒアリング

第2回 平成24年2月14日(火)

- ・関係機関における取組方針
- ・国土交通省としての対応策 等

第3回 平成24年6月15日(金)

- ・復旧・復興事業の現状等
- ・国土交通省における更なる施工確保対策 等

4 構成員 (平成24年6月15日現在)

<省庁関係>

国土交通省
復興庁
厚生労働省
農林水産省
環境省

<地方公共団体>

岩手県、宮城県、福島県、仙台市

<関係業界団体>

(社)日本建設業連合会
(一社)全国建設業協会
(社)建設産業専門団体連合会
(社)全国鉄筋工事業協会
(社)日本建設大工工事業協会
(社)日本建設躯体工事業団体連合会

背景

これまでの継続的な事業費の減少に伴う建設企業の抱える技術者等の減少
被災地におけるがれきの処理を始めとした多くの復旧・復興事業の発注

〔供給の減少〕
〔需要の増加〕

課題

労賃などが上昇し、実勢価格との間に乖離

技術者や技能労働者の不足

これまでの対策

国土交通省における対策 (2月14日公表)

＜予定価格の適切な算定＞

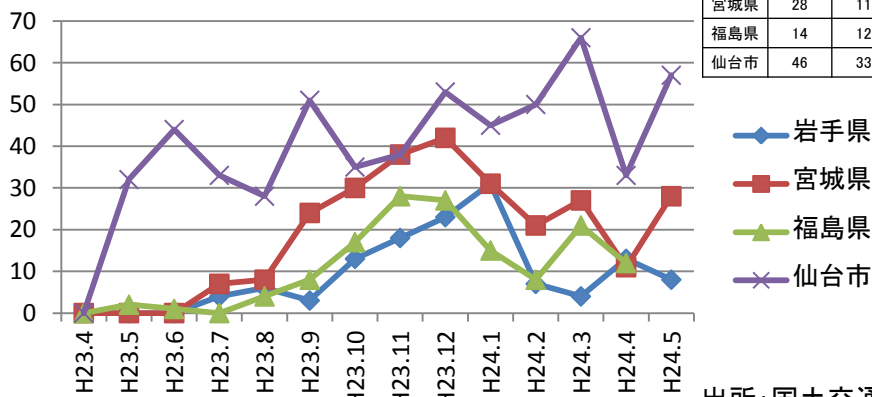
- 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
- 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更
- 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出
- 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応

＜技術者等の確保＞

- 復興JV制度の創設
- 一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

○昨年のピーク時と比べると入札不調はやや減少傾向が見られるが、今後、膨大な復興事業の発注が見込まれる。

入札不調割合(土木一式工事)



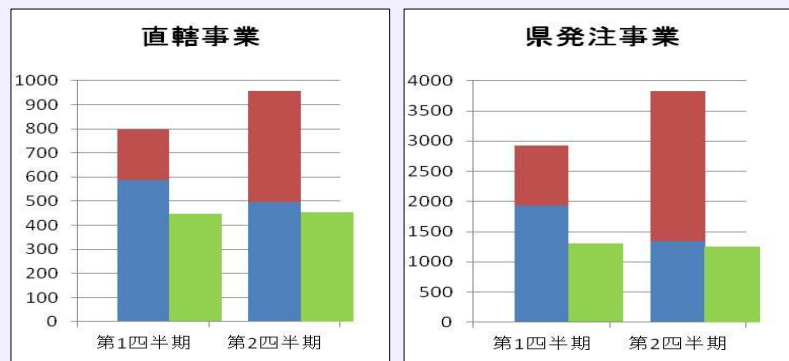
出所: 国土交通省調べ

被災3県における直轄事業及び県発注事業の四半期始期残工事件数

(当該四半期において施工中の工事件数)

(注) 既に公表されている発注見通しにより作成

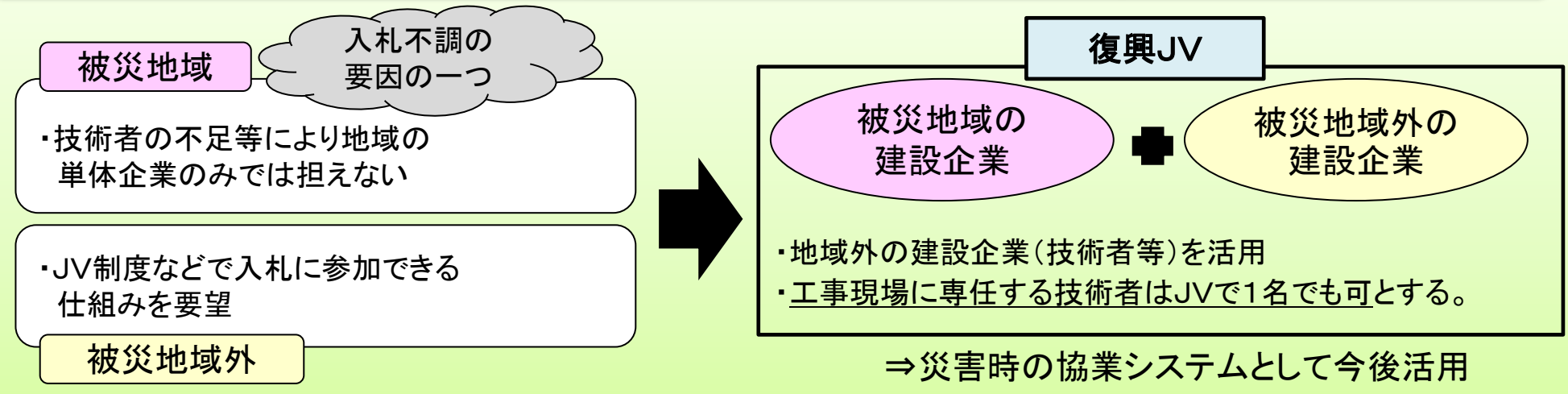
■ H24年度発注工事 ■ H23年度以前に発注済の残工事 ■ H22年度実績
(注) 直轄事業においては、H24.4.1に工期が開始する工事は「H23年度以前に発注済の残工事」に含む。



現状と見通し

復興JV制度

岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興工事において、迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保



復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて(H24.2.29)

- ① 性格 地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と継続的に共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 被災3県における復旧・復興工事を対象とし、予定価格が5億円程度を上限とする工事
- ③ 構成員(数、組合せ及び資格)
 - ・ 2ないし3社
 - ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せ
 - ・ 被災地域の地元の建設企業を1社以上含む
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 各登録機関毎に結成・登録できる共同企業体の数は、原則として1
単体との同時登録及び特定・経常・地域維持型JVとの同時結成・登録が可能
- ⑥ 代表者 原則として構成員において決定された地元の建設企業

(建設業法施行令 第27条第2項)

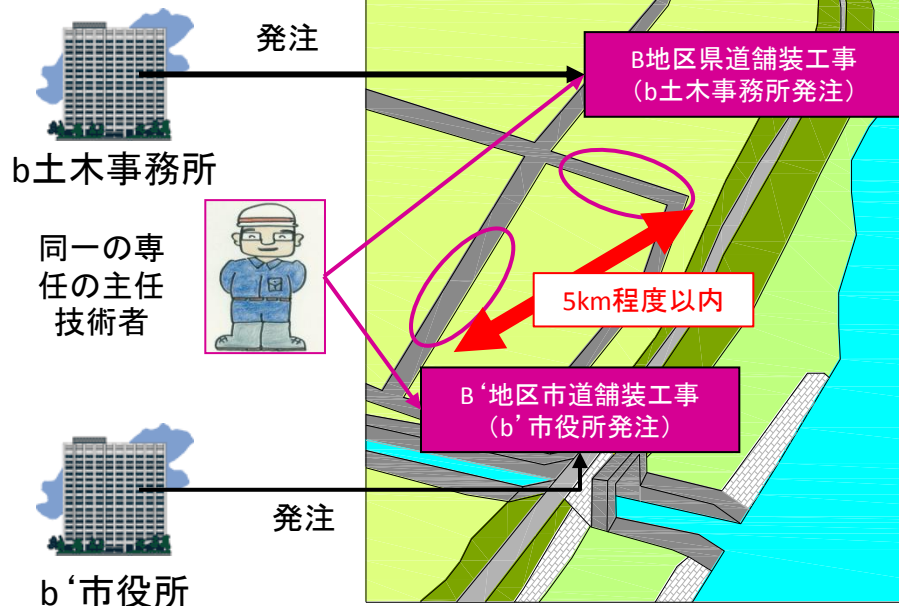
前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。



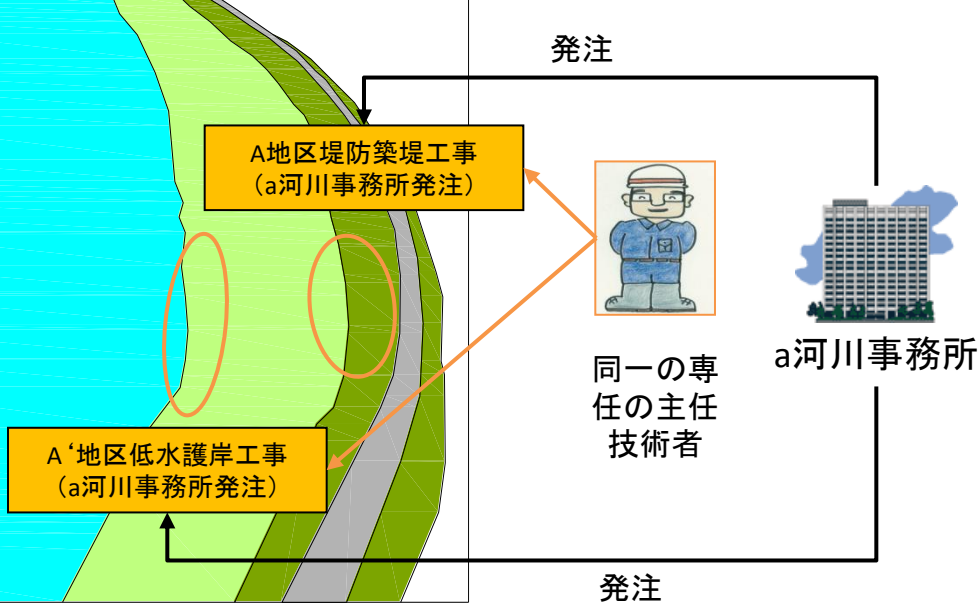
- (1) 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事で、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

●専任の主任技術者による兼務が認められる例

例1. 別々の発注者による舗装工事



例2. 同一の発注者による築堤工事と護岸工事



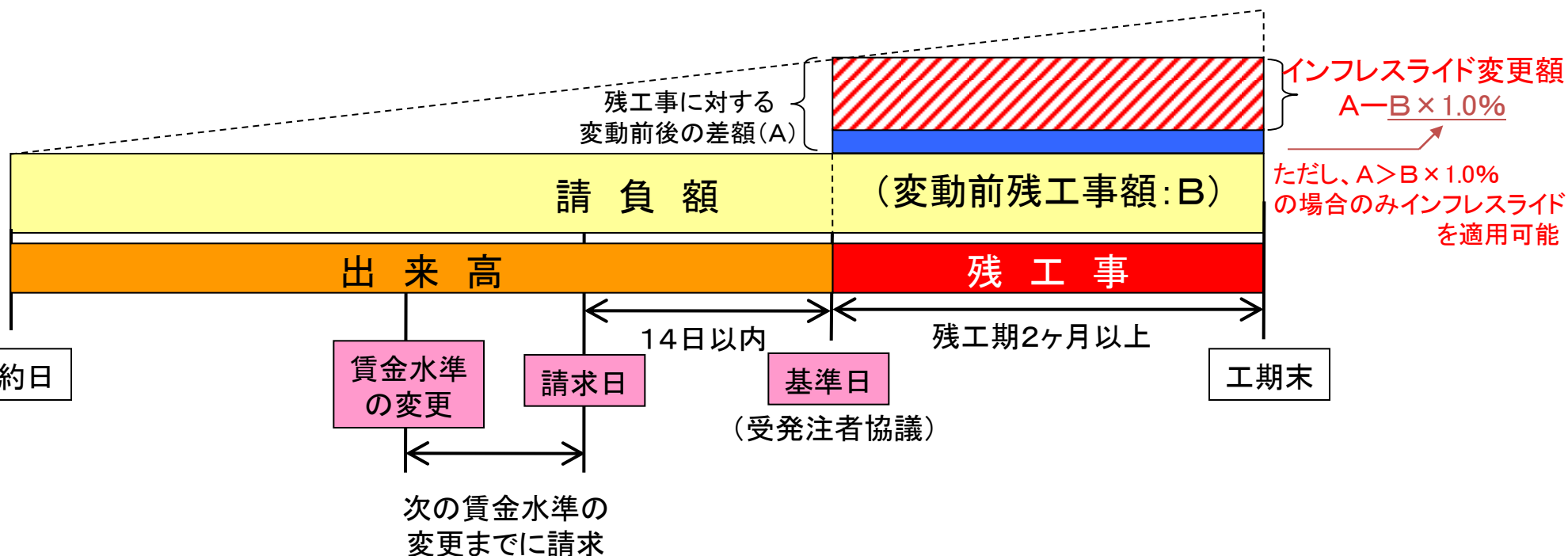
工事の難易度、工事現場の距離等を踏まえ、適正な施工に遺漏の無いように判断する

II-5 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会

【構成員】(平成24年6月15日現在)

＜省庁関係＞

国土交通省、復興庁、厚生労働省、農林水産省、環境省

＜地方公共団体＞

岩手県、宮城県、福島県、仙台市

＜関係業界団体＞

(社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会

(社)建設産業専門団体連合会、(社)全国鉄筋工事業協会

(社)日本建設大工工事業協会、(社)日本建設躯体工事業団体連合会

国土交通省における更なる施工確保対策

(6月15日公表)

＜事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援＞

○市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方策の検討

→CMを活用した設計・施工一括発注方式により、復興まちづくり事業のスピードアップ、市町村のマンパワー・ノウハウの補完、地元企業の活用を図る。
(→事業化の進捗状況や地方公共団体の意向を踏まえて具体の事業をモデルとして順次実施。)

＜予定価格等の適切な算定＞

○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

→前回改定(2月20日)以降の直近の労務単価の実態を反映 (6月21日から新たな単価を適用)

○市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

→労務・資材価格が急騰した場合等において、見積りを積極的に活用して積算する方式を実施
(6月28日に関連通知を发出)

○点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

→発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とする
(6月27日に関連通知を发出)

○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

→労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更での対応を可能とする(6月27日に関連通知を发出)

○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

→需給逼迫等により建設資材を他地域からの調達に変更せざるを得ない場合、輸送費について設計変更での対応を可能とする(6月27日に関連通知を发出)

＜技術者・技能労働者の確保＞

○作業員宿舎建設に係るスキーム及び支援制度の提示

→設置主体別の作業員宿舎建設に係るスキーム及びその際に活用可能な支援制度を提示
(6月29日に関連通知を发出)

○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入 (再掲)

○復興JVの活用を促進するための環境整備

→被災地での工事実績が地元の工事実績に反映される等の仕組みの検討

＜資材の確保＞

○資材連絡会・分科会の設置・拡充

→建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有。
必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催
(→既の実施済。今後必要に応じて対象を適宜拡大)

○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入 (再掲)

以下の点に留意した上で、復旧・復興事業の施工確保対策を進める。

- ①地域の持てる力を最大限に活用した上で被災地域と被災地域外との積極的なマッチング
- ②工事施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための適正な安全管理、労務管理の徹底
- ③下請へのしわ寄せや法令違反等に対して、監督部局との連携や必要に応じた体制の強化も含めて対応

従来の発注方式

【デメリット】 発注事務負担が大きい

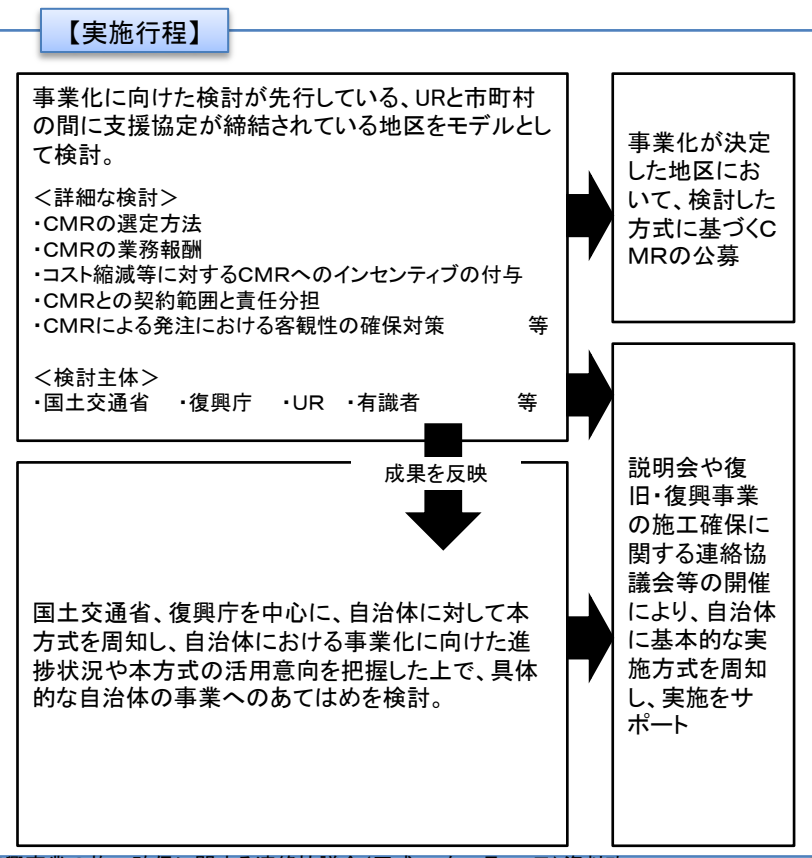
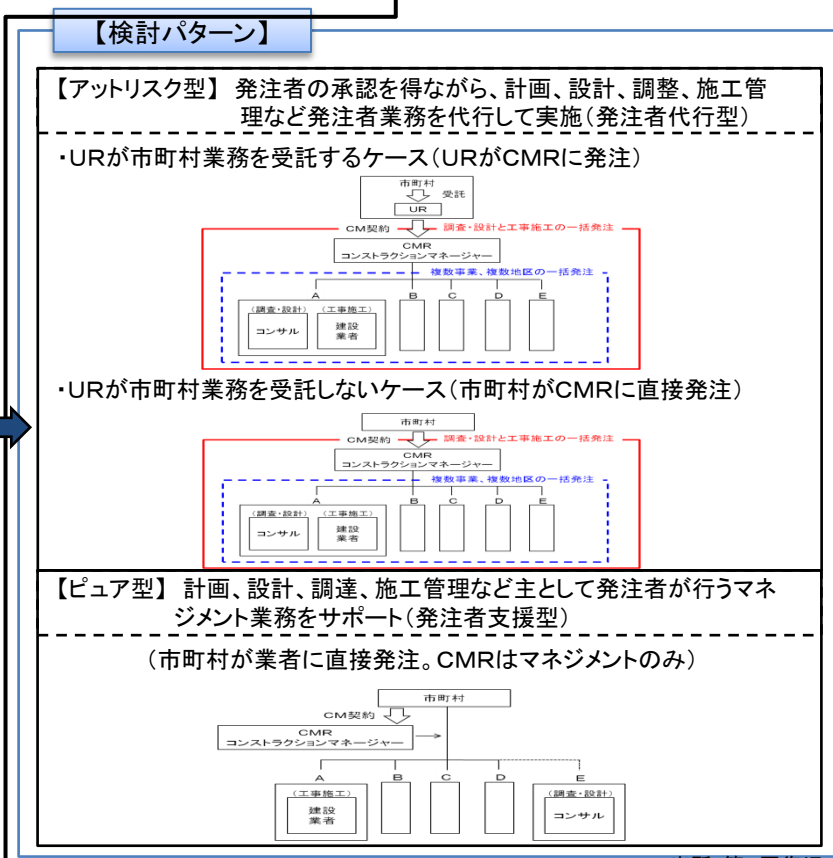
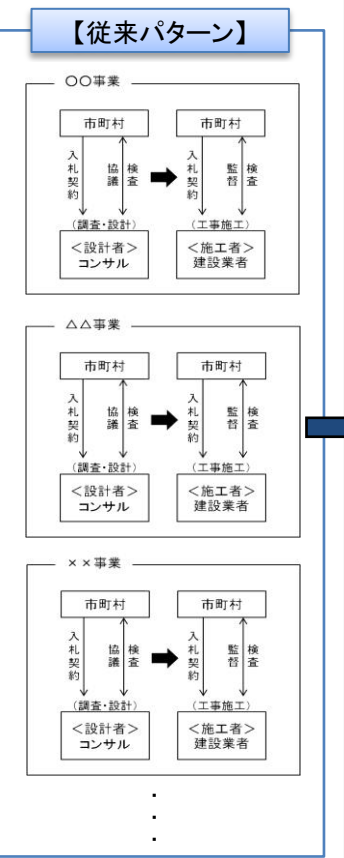
- 調査・設計をコンサルに発注し、設計完成後を建設業者に発注
→事業完了まで時間を要する
- 設計の前の計画、調査は市町村が実施
→複数の大型事業を同時並行して進めるだけのマンパワー・ノウハウが市町村に不足
- 地区毎、事業毎に別々に工事を発注
→各事業の工事統括を発注者が担う必要
→一括発注すると地元企業の活用が図られないおそれ

CMを活用した設計・施工一括発注方式

【メリット】 発注事務負担の軽減

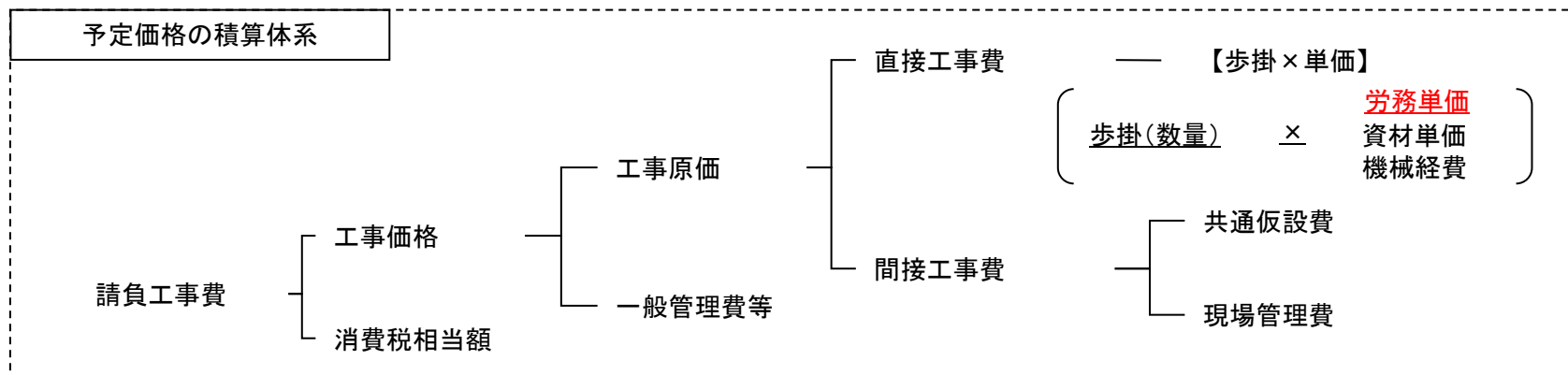
- 調査・設計と工事施工を一括で1つの発注
→設計のできた所から施工を開始するなど民間の知恵を生かした**復興まちづくり事業のスピードアップ**
- 計画・調査段階もCMR(コンストラクションマネージャー)が市町村を支援
→**市町村のマンパワー・ノウハウの補完**
- 複数地区、複数事業を一括で発注
→各事業の工事統括はCMRが実施
→CMRを通じて発注者(市町村)の関与が可能、オープンブック方式の採用等による**契約の透明化**

地元企業の活用



公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価(国、地方公共団体、独法等が積算に利用)
 ※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- **設定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者等(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として年1回設定。



実勢価格を反映した労務単価の設定

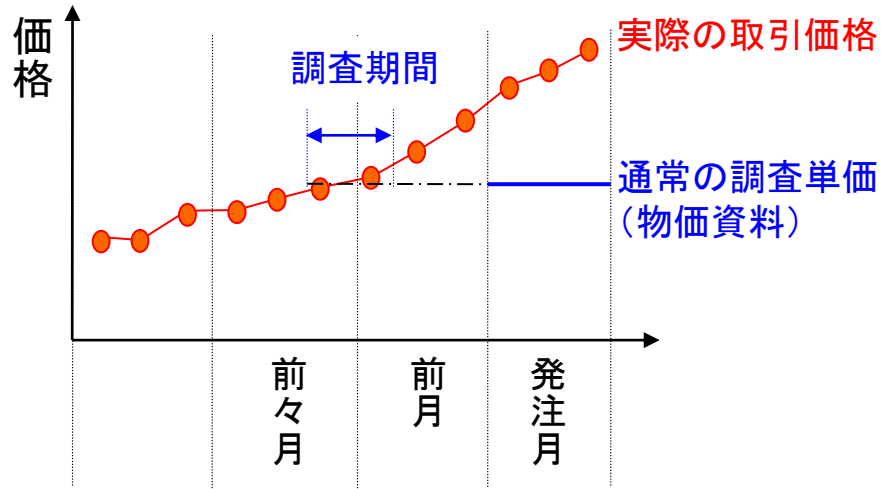
- **岩手県・宮城県・福島県における公共工事設計労務単価:**

被災地において建設労働者等の賃金の急激な変動が見られ、現在の公共工事設計労務単価が「取引の実例価格」と言えない状況が発生していること、被災3県において不調・不落が多発しており、労務単価の見直しが求められていることから、建設企業への調査や統計調査の結果等(現時点で得られる被災地の労務費の実態を表わす調査すべて)を活用した最新月への補正係数を算出し、現在の設計労務単価に乗じて補正した単価を、2月20日より適用している。

また、2月の単価改定後も建設労働者等の賃金の変動が見られることから、2月と同様の手法により単価の改定を行い6月21日より適用している。

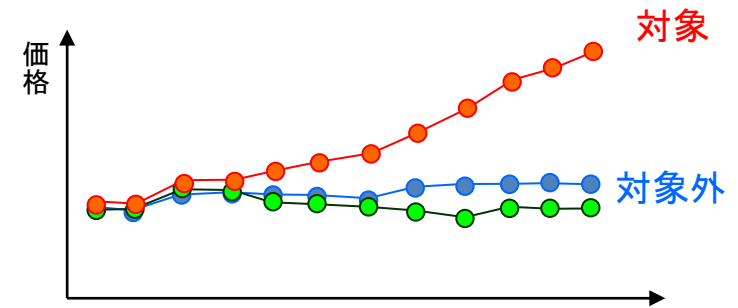
価格変動が著しい場合には、通常の積算価格では、市場価格を適切に反映することが困難。

- ◆ 価格変動が著しい資材等については、調査から単価公表等までのタイムラグにより、実際の取引価格と通常の調査単価に乖離が生じている恐れがある。



価格変動が著しい特定の地域について、見積りを積極的に活用して積算に市場価格を反映する。

- ◆ 被災3県内において、特定の地域で資材等の著しい価格変動が確認された場合は、見積り調査を実施。



- ◆ 見積り調査結果は、1月以内※に発注する他の発注にも適用。(発注事務の軽減)

※労務費については、概ね3ヶ月以内の当該地域の発注に適用。

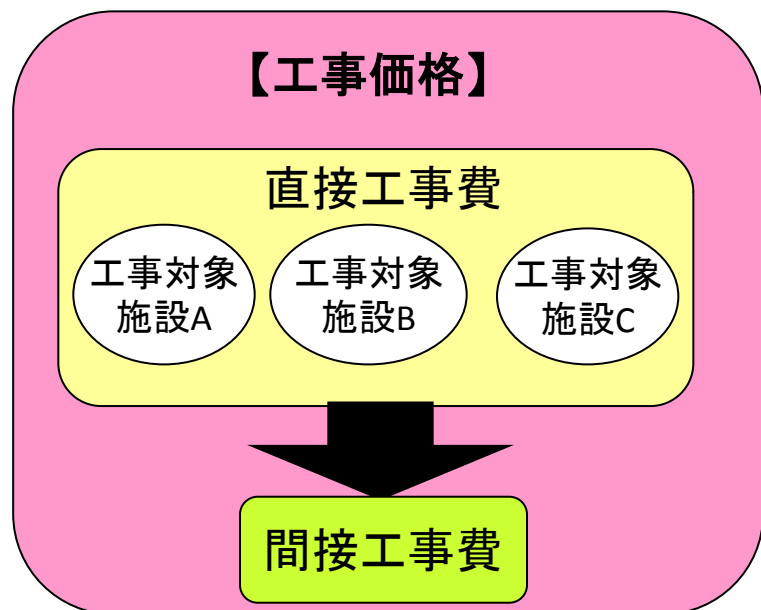
○施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じることが考えられるため、「施工箇所が複数ある工事については、工事箇所(市町村単位)ごとに間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の算出を可能とする。」こととしている。

○これまでは、工事箇所が市町村をまたいで点在することを要件としていたところ、面積の大きい市町村もあることから、発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所の点在により間接費の増が見込まれる工事について、適用可能とする。

■間接費計上のイメージ (例:同一市町村内での複数施設の補修工事を行う場合)

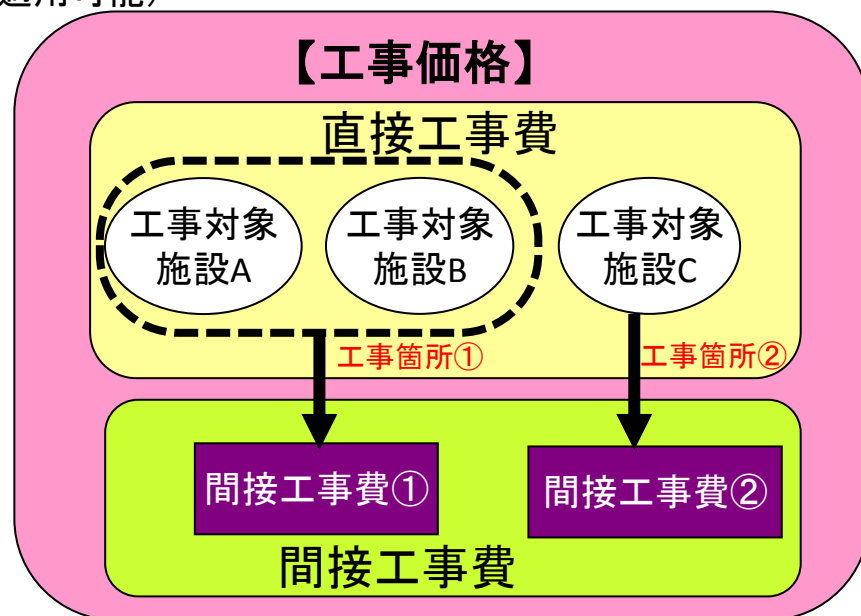
○通常の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上



○複数の工事箇所での算出方法

※複数の工事箇所毎に間接費を計上(市町村をまたがなくても適用可能)

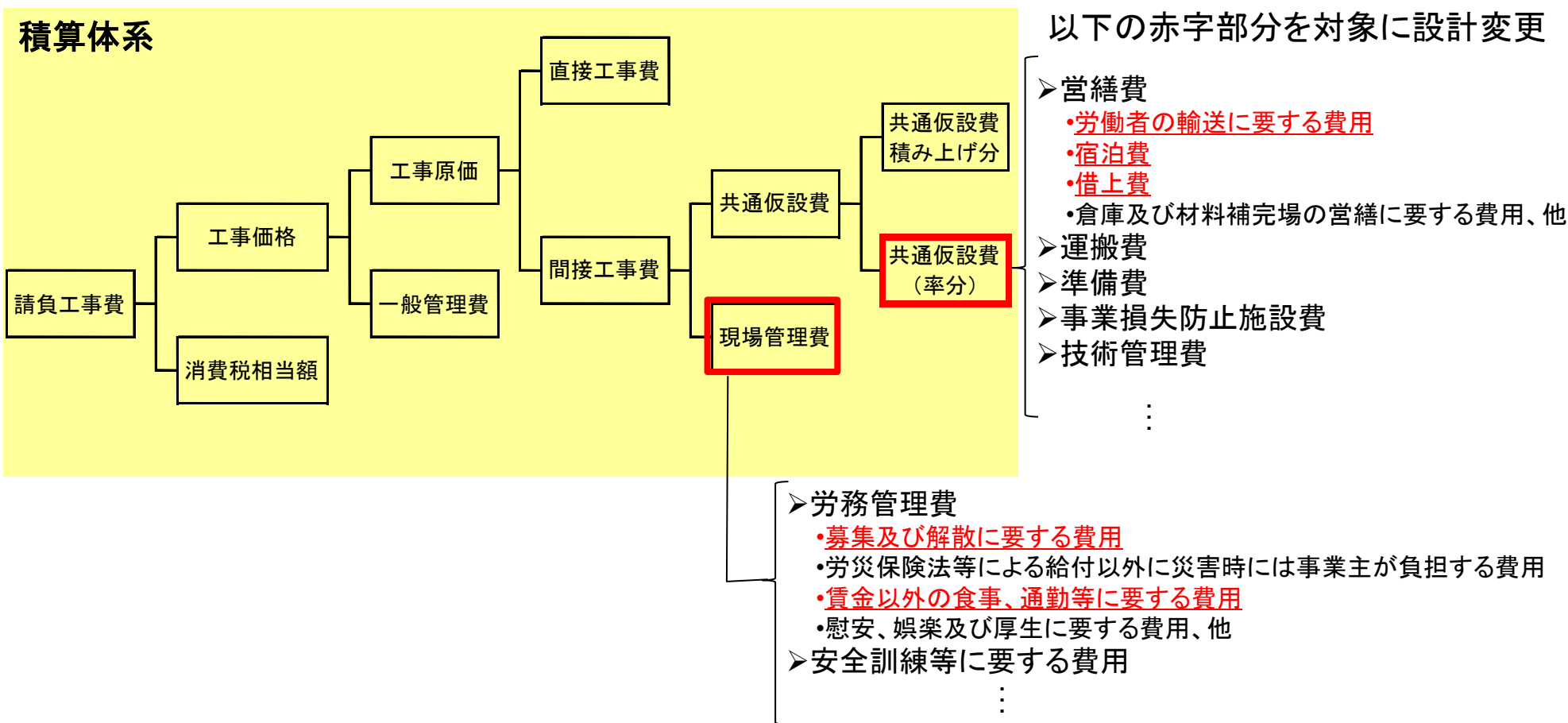


II-11 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

○東日本大震災被災地では、地域内では労働者を確保出来ないため、地域外の労働者で対応せざるを得ず、宿泊費や長距離通勤により、施工者の負担増が復興事業の足かせとなっている。

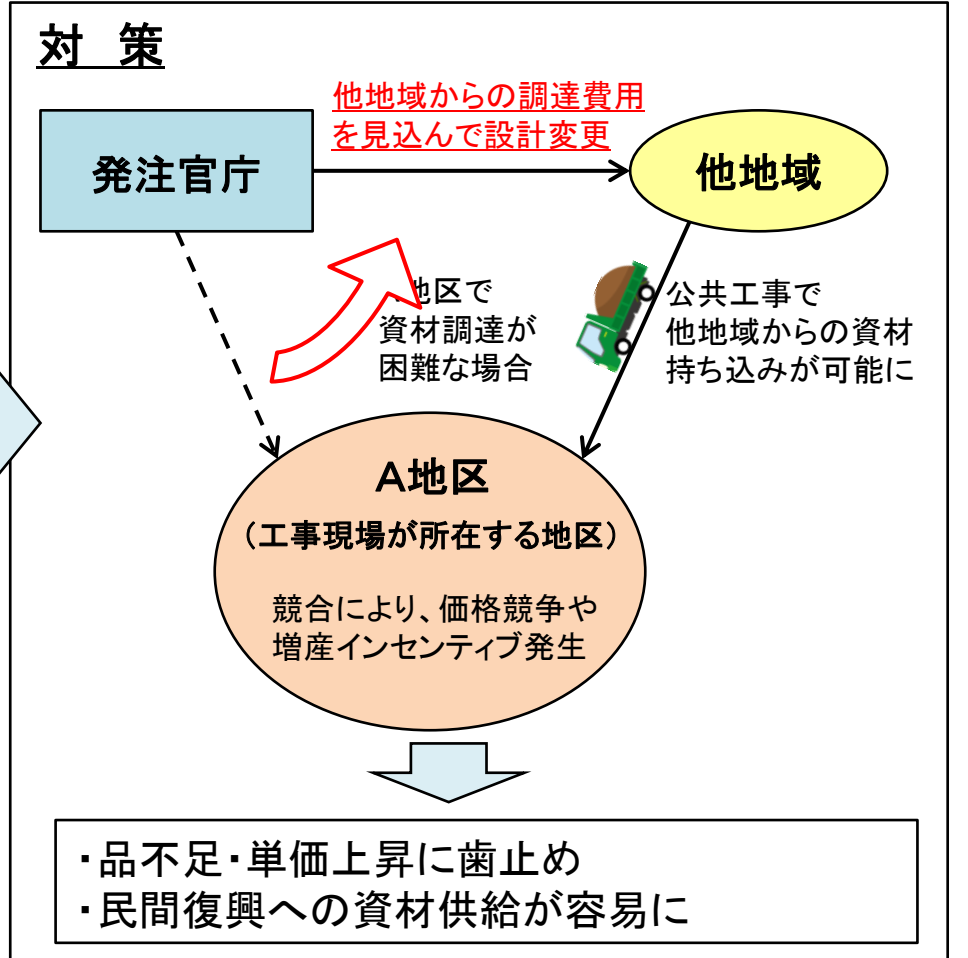
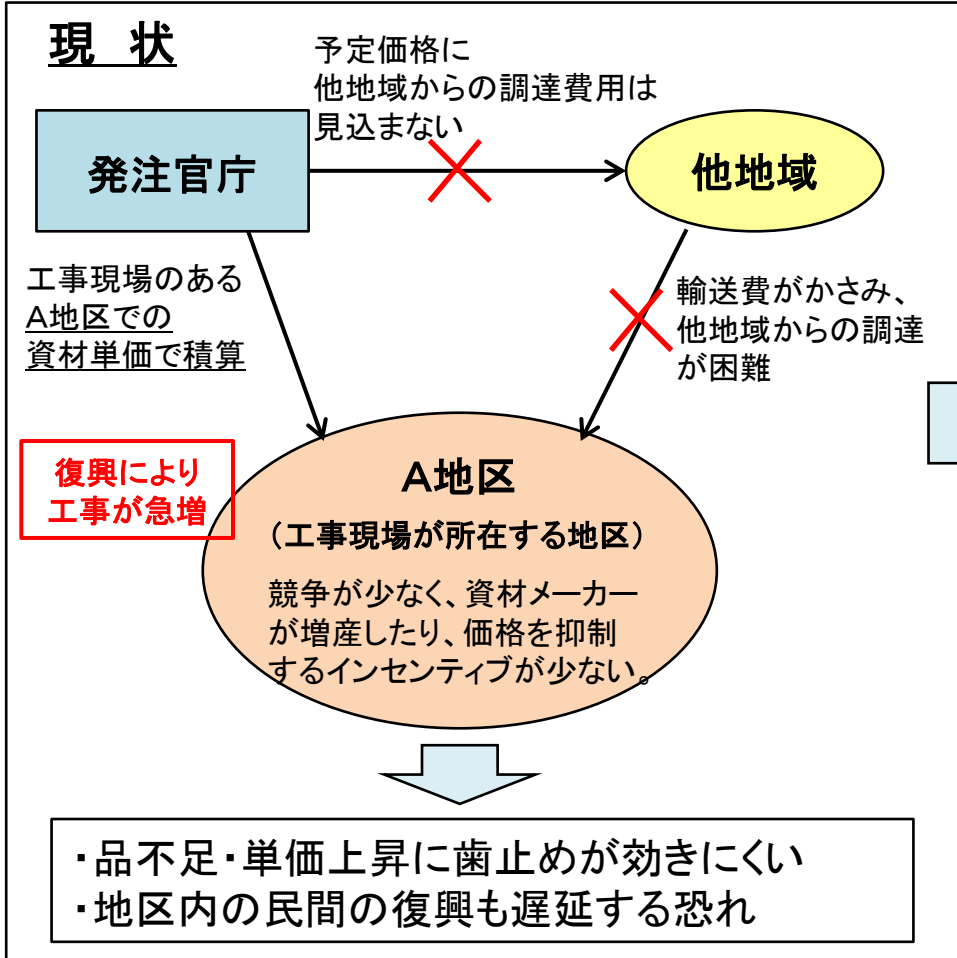
○これらの費用は、予定価格において全国の実績調査を基に率計上で積算をしているが、労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更により対応できるようにする。

積算体系



○ 被災3県の沿岸地域を中心に、砕石等の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。

○ そのため、工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

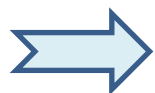


II-13 作業員宿舎建設スキームについて

- 被災地における復興事業が本格化し、被災地以外からの現場作業員の増加が見込まれる中、工事に従事する作業員の宿舎が不足し、事業の円滑な施工に支障が生じることが懸念される。
- 作業員の宿舎不足の問題への対応**として、例えば以下の①～③のようなケースが考えられるところであり、**各種支援制度を活用可能とする**。

ケース① 建設業団体や事業協同組合等が設置する場合

- （一財）建設業振興基金の債務保証制度を活用

ケース② 建設企業や企業連合等が設置する場合

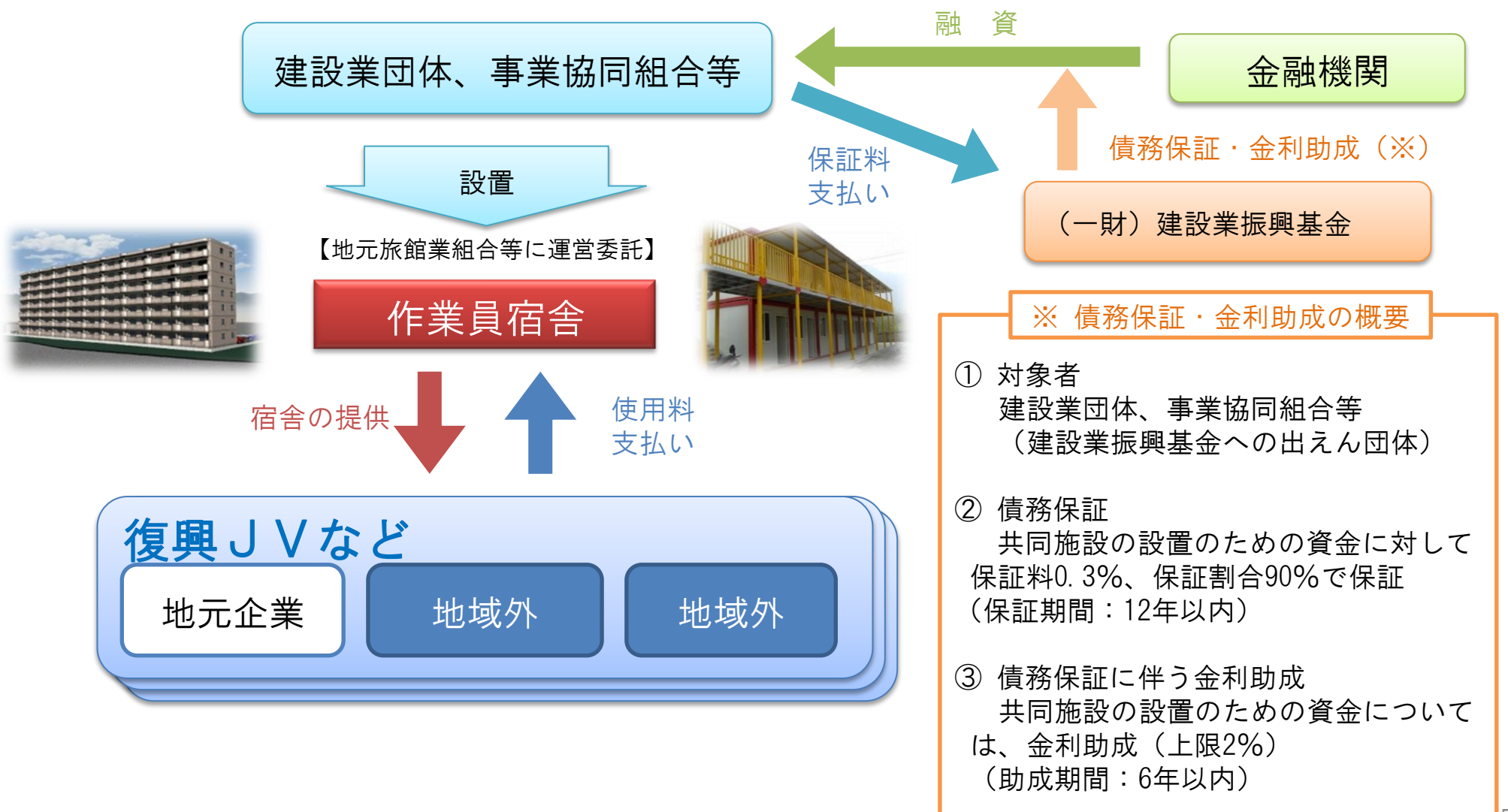
- （一財）建設業振興基金の債務保証制度を活用
- 厚生労働省の建設雇用改善推進助成金を活用（※）

※設置場所や入居者などについての一定の要件を満たした場合

ケース③ 企業等グループが設立した事業協同組合が設置する場合

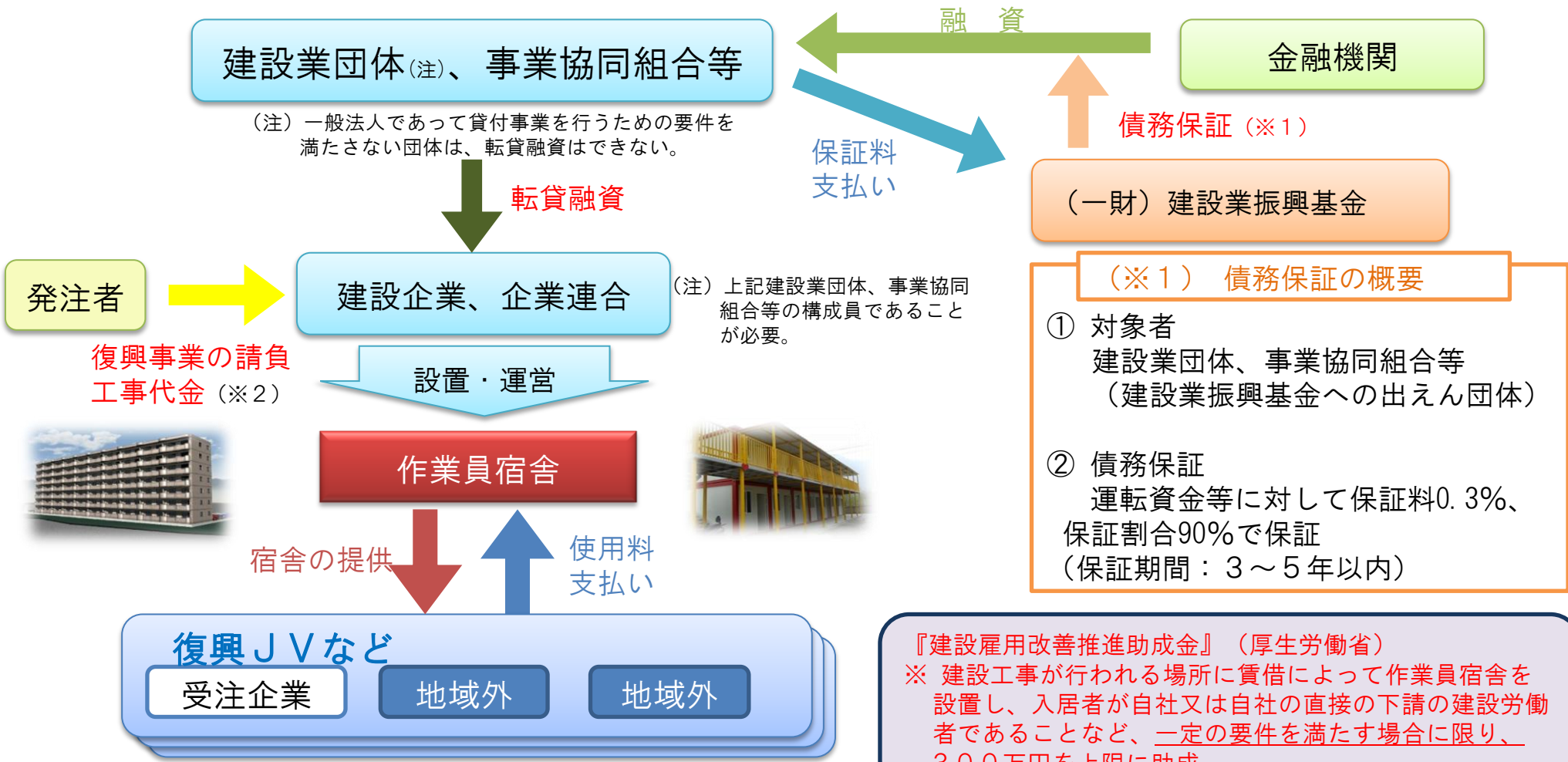
- （一財）建設業振興基金の債務保証制度を活用

- 建設業団体や事業協同組合等が、傘下の建設企業の作業員等のための宿舎を設置する。
- 宿舎設置にあたっては、(一財)建設業振興基金の債務保証制度等を活用。



- ※ 債務保証・金利助成の概要
- ① 対象者
建設業団体、事業協同組合等
(建設業振興基金への出えん団体)
 - ② 債務保証
共同施設の設置のための資金に対して
保証料0.3%、保証割合90%で保証
(保証期間：12年以内)
 - ③ 債務保証に伴う金利助成
共同施設の設置のための資金については、
金利助成(上限2%)
(助成期間：6年以内)

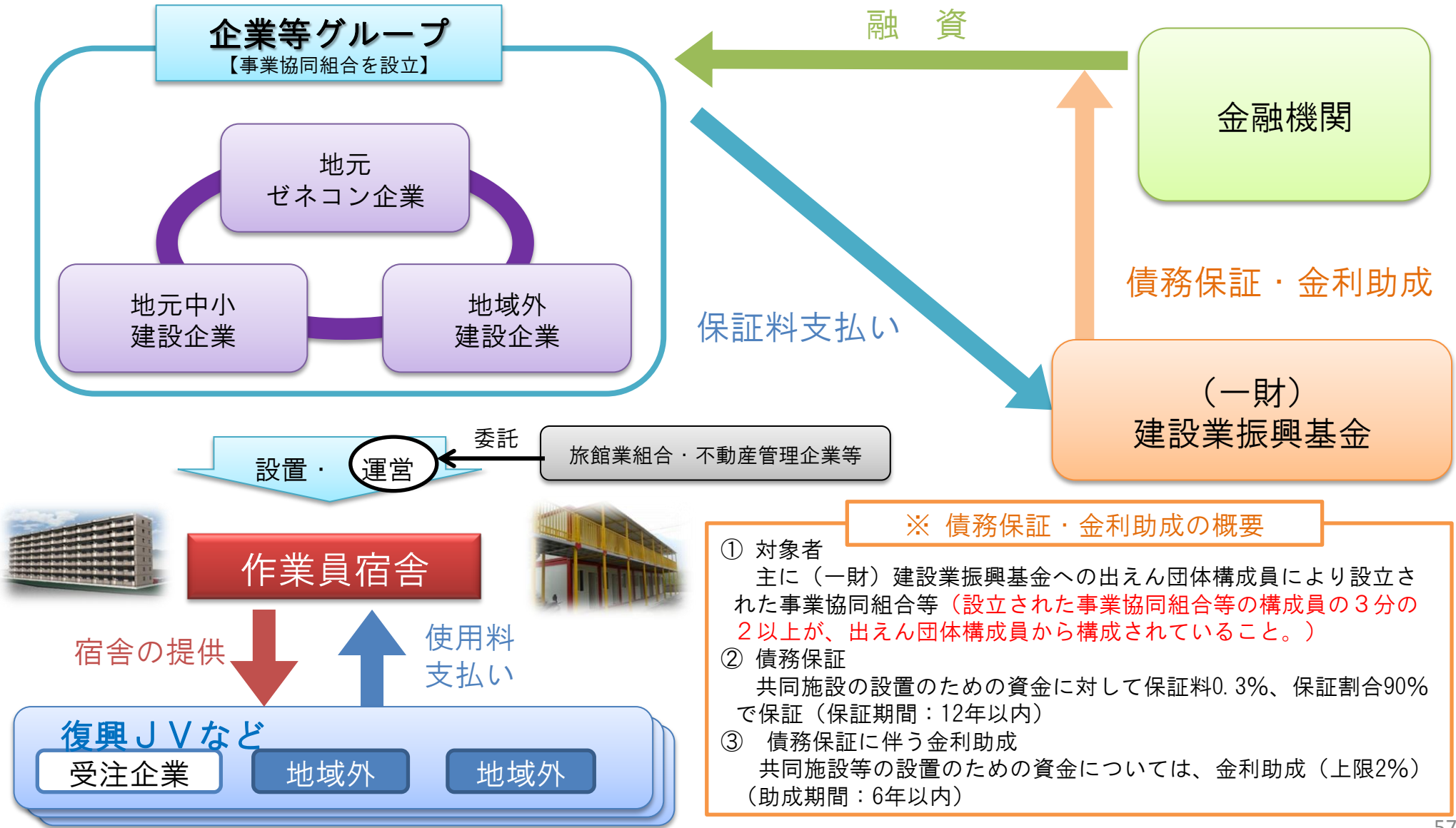
- 個々の建設企業や企業連合等が、受注した復興事業の建設工事に従事する作業員のための宿舎を設置する。
- 宿舎設置にあたっては、**工事請負代金**の共通仮設費等、**(一財)建設業振興基金**の債務保証制度を活用した**建設業団体からの転貸融資**を活用。
- 設置場所や入居者などについての一定の要件を満たした場合は、**建設雇用改善推進助成金**を活用。



『建設雇用改善推進助成金』(厚生労働省)
 ※ 建設工事が行われる場所に賃借によって作業員宿舎を設置し、入居者が自社又は自社の直接の下請の建設労働者であることなど、一定の要件を満たす場合に限り、300万円を上限に助成

(※2) 復興事業の請負工事代金には、現場労働者に係る諸費用として共通仮設費等が含まれている。

- 地元建設企業や地域外建設企業等が作業員宿舎建設・運営のためのグループを形成し、事業協同組合を設立。
- 宿舎設置にあたっては、(一財)建設業振興基金の債務保証制度等を活用。



II-17 復興JVの活用を促進するための環境整備

復興JV制度による広域的に技術者等を確保する方策の普及、技術者の現場専任要件

〈復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)制度の導入状況〉(平成24年7月2日時点)

宮城県における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事
- ②予定価格 1億円以上3億円未満:北海道・東北の企業構成を中心
3億円以上5億円未満:国内企業
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 土木一式及び舗装工事共に出資比率に関わらず県内の最上位等級
- ⑤登録状況 18件申請/うち登録済は18件
構成員企業(北海道1、秋田1、山形1、群馬1、東京8、新潟4、
長野1、大阪1)
- ⑥工事公告 平成24年5月28日より復興JV対象工事の公告を開始

仙台市における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事
- ②予定価格 1千万円以上5億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず県内企業
土木工事:格付け評点800点以上
舗装工事:格付け評点750点以上
- ⑤登録状況 2件申請/うち登録済みは2件
構成員企業(秋田1、宮城1)

その他の自治体における運用状況

宮城県石巻市で導入(平成24年5月15日導入) 登録状況:4件申請/うち登録済みは4件 平成24年6月22日復興JV対象工事を公告

国土交通省における運用状況

○東北地方整備局において試行

- ・海岸復旧工事については、6月下旬から7月中旬頃に発注する10件について適用予定。
- ・港湾空港関係工事については、6月4日から登録受付開始。7月1日以降に公示する災害復旧工事(予定価格5.8億円未満)に適用。

〈他機関発注分の工事評価について(国土交通省調べ)〉

競争参加資格審査における主観点への反映

- ・工事受注実績・・・5都道府県
- ・工事成績・・・1都道府県

総合評価における評価項目

- ・工事受注実績・・・39都道府県
- ・工事成績・・・11都道府県

【今後の課題】

○復興JVに参加した地域外の建設企業における被災地での工事受注の評価が、地元での工事受注の評価に必ずしも反映されない

【対応方針】

・被災地での工事实績が地元の工事实績に反映されるなど、被災地外の企業が積極的に復興JVに参加しやすくなる仕組みを検討

○建設資材対策東北地方連絡会において、建設資材の需要・需給の見通しを、公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有し、建設資材の安定確保を図る。また、必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催する。

東北ブロック

建設資材対策東北地方連絡会

事務局：東北地方整備局

構成機関：国、都道府県・政令市、独立行政法人、建設業団体、資材団体等

- ・H23年度(第1回) H23.7.29
- ・H24年度(第1回) H24.4.20
- ・" (第2回) H24.1.30
- ・" (第3回) H24.3.16 ※以下、当面各月開催予定

資材別(分会)

※ひっ迫する資材毎に、必要性を考慮して開催予定

○鋼矢板(仮設)資材対策関係者打ち合わせ

- ・第1回 H24.3.27
- ・第2回 H24.4.20

地区別(分会) ※ひっ迫する地区別、資材別で開催予定

岩手県

- | | | | |
|-------------------|----------|--------------------|----------|
| ○宮古地区復旧・復興工事情報連絡会 | H24.5.30 | ○久慈地区復旧・復興工事情報連絡会 | H24.5.31 |
| ○釜石地区復旧・復興工事情報連絡会 | H24.5.29 | ○大船渡地区復旧・復興工事情報連絡会 | H24.5.29 |

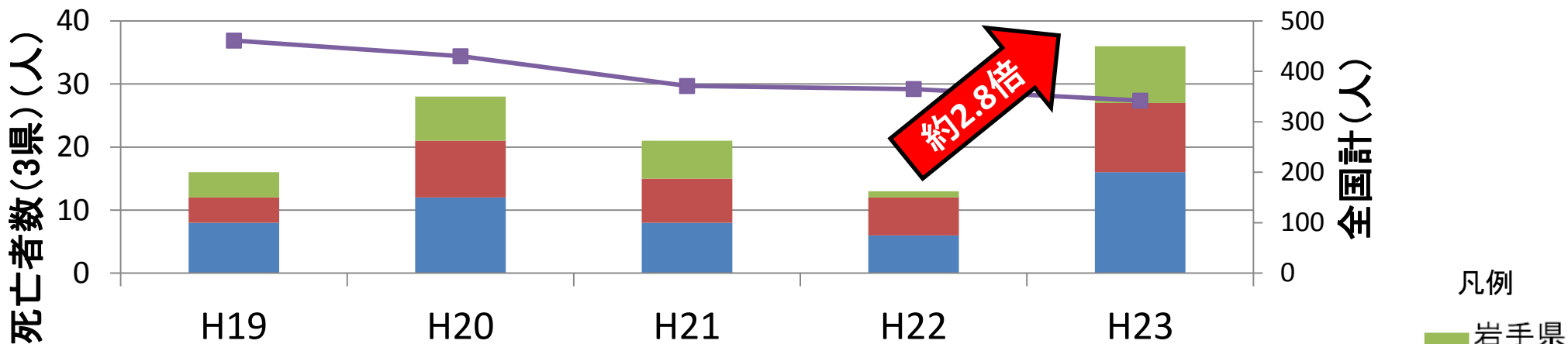
宮城県

- | | | | |
|----------------|----------|---------------------|----------|
| ○宮城県分会(生コン・砕石) | H24.3.27 | ○生コン(仙台、石巻地区)関係者打合せ | H24.3.16 |
| | H24.5.23 | ○石巻地区復旧・復興工事情報連絡会 | H24.5.17 |

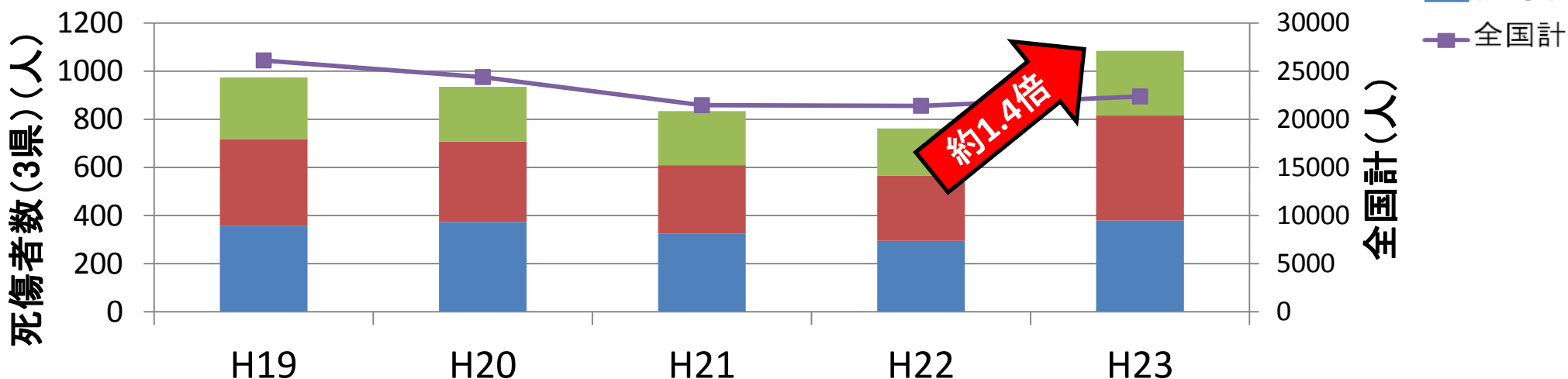
福島県

- 相馬市(生コン)関係情報連絡会 H23.12.26

建設業における死亡災害発生状況



建設業における死傷災害発生状況



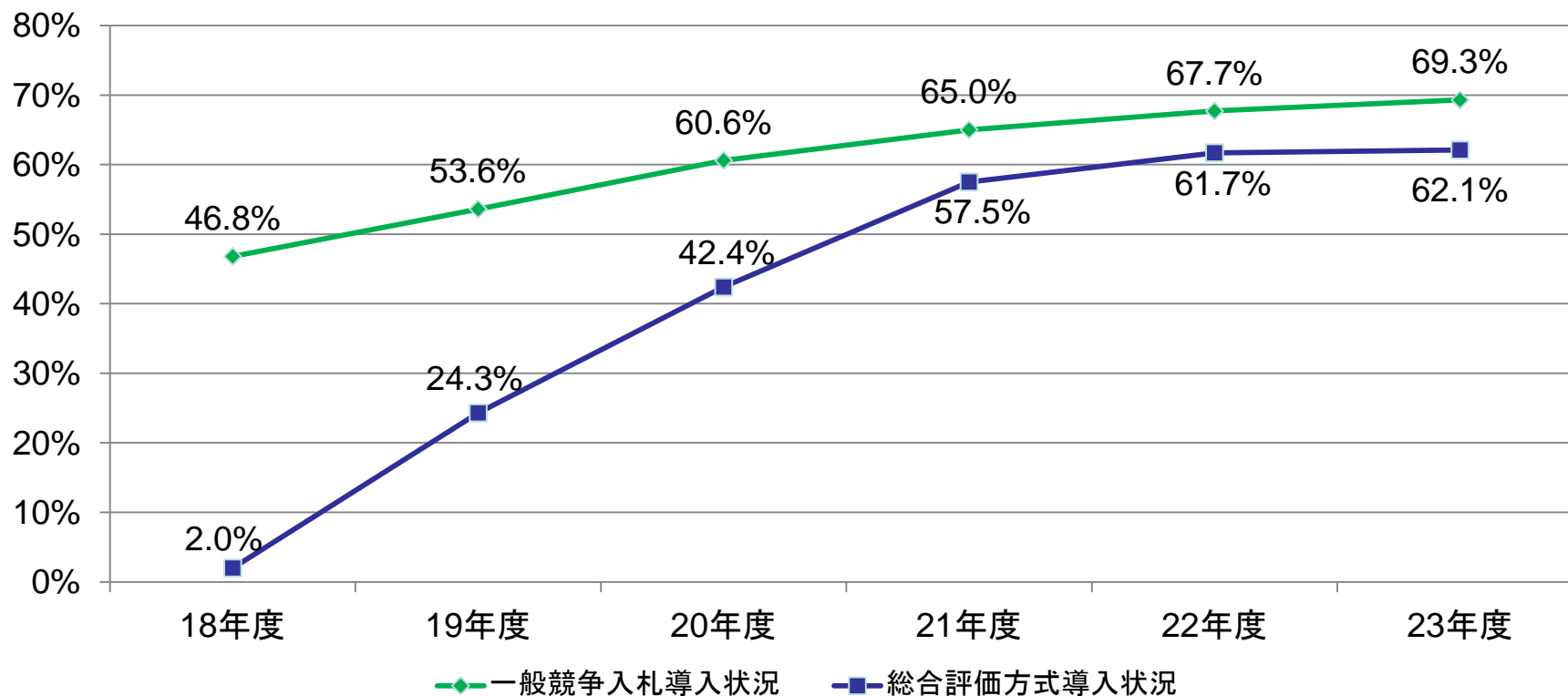
※ 東日本大震災を直接の原因とするものを除く

第3章 当面の課題と対策

I. 課題

- 都道府県、政令市においては、すべての団体において一般競争入札及び総合評価落札方式を導入済み。
- 市区町村においては、一般競争入札の導入率が69.3%、総合評価落札方式の導入率が62.1%。

市区町村における一般競争入札及び総合評価落札方式の導入状況の推移

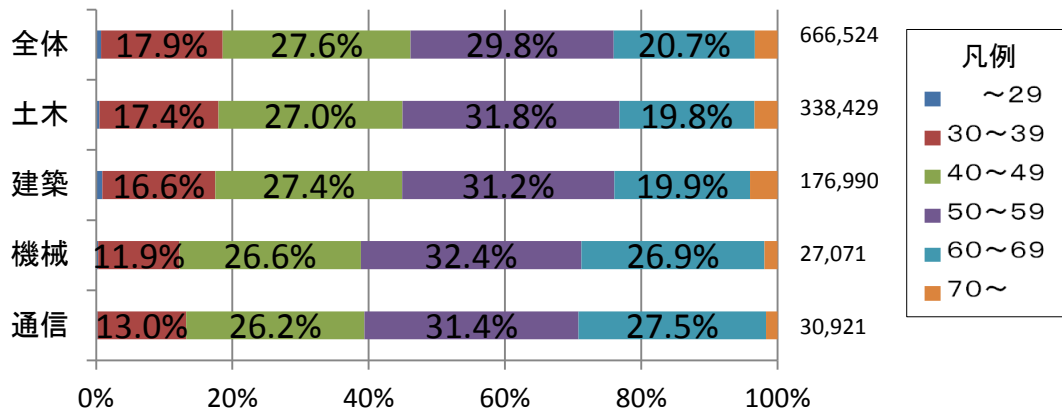
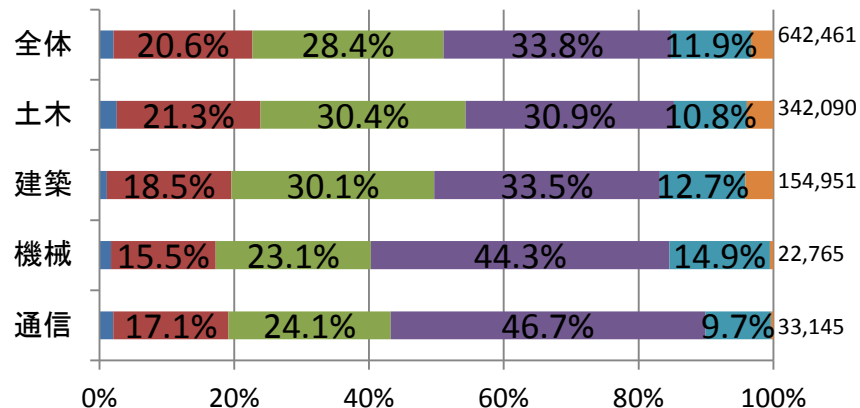
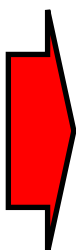


(平成23年9月1日現在)

業種別資格者証保有者年齢構成の変化

業種別資格者証保有者の年齢構成 (H16.3.31時点)

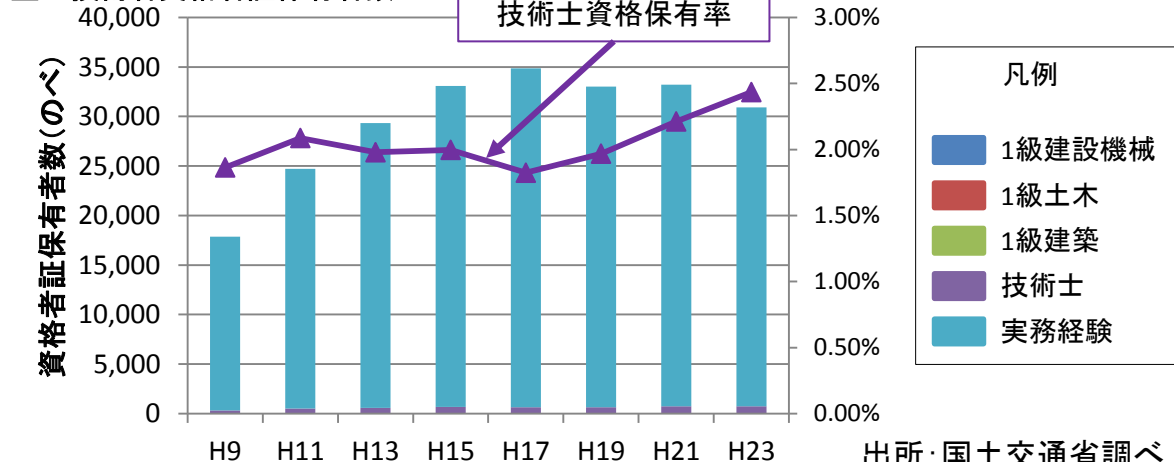
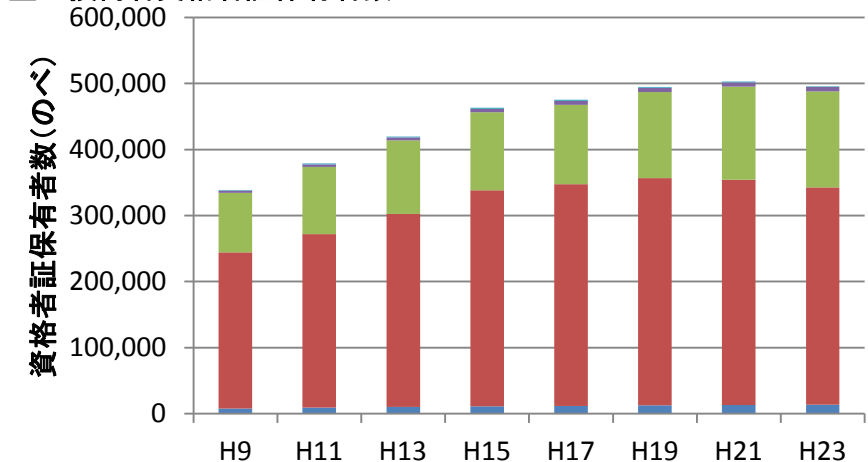
業種別資格者証保有者の年齢構成 (H24.3.31時点)



資格と実務経験の割合の変化

とび・土工事業の
監理技術者資格者証保有者数

電気通信工事業の
監理技術者資格者証保有者数



出所: 国土交通省調べ

※各年度末時点で集計

○ **大手ゼネコンの状況**について、30年程前は人気上位10社に複数の企業が入る時代もあったが、**近年の順位は低調に推移している**

年度/区分		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
1982	文系	三菱商事	三井物産	住友商事	東京海上火災	丸紅	サントリー	伊藤忠商事	日本電気	日本興業銀行	安田火災海上
	理系	日本電気	日立製作所	富士通	東京芝浦電気	ソニー	三菱重工業	松下電器産業	鹿島建設	三菱電機	清水建設
1983	文系	東京海上火災	三菱商事	住友商事	サントリー	三井物産	住友銀行	日本電気	丸紅	安田火災海上	松下電器産業
	理系	日本電気	日立製作所	東京芝浦電気	ソニー	松下電器産業	富士通	鹿島建設	清水建設	日本IBM	三菱重工業
1984	文系	東京海上火災	三菱商事	サントリー	住友銀行	住友商事	三井物産	日本電気	松下電器産業	安田火災海上	日本興業銀行
	理系	日本電気	日立製作所	ソニー	富士通	松下電器産業	東京芝浦電気	日本IBM	清水建設	大成建設	トヨタ自動車
1985	文系	サントリー	東京海上火災	三菱商事	住友銀行	日本電気	富士銀行	三井物産	日本IBM	松下電器産業	日本生命保険
	理系	日本電気	日立製作所	富士通	日本IBM	東芝	ソニー	トヨタ自動車	松下電器産業	清水建設	大成建設
1986	文系	東京海上火災	住友銀行	富士銀行	松下電器産業	日本電気	三菱商事	日本IBM	日本生命保険	第一勧業銀行	三井物産
	理系	日本電気	富士通	日本IBM	日立製作所	松下電器産業	ソニー	東芝	本田技研工業	トヨタ自動車	三菱電機

近年は10位内に該当なし

2008	文系	資生堂	JTB	全日本空輸	日本航空	三菱東京UFJ	みずほFG	サントリー	トヨタ自動車	ベネッセ	積水ハウス
	理系	トヨタ自動車	日立製作所	資生堂	サントリー	カゴメ	松下電器産業	NEC	三菱重工業	本田技研工業	東芝
2009	文系	JTB	資生堂	全日本空輸	三菱東京UFJ	日本航空	みずほFG	三井住友銀行	トヨタ自動車	ベネッセ	オリエンタルランド
	理系	トヨタ自動車	資生堂	ソニー	カゴメ	シャープ	日立製作所	サントリー	松下電器産業	三菱重工業	本田技研工業
2010	文系	JTB	資生堂	全日本空輸	三菱東京UFJ	日本航空	ベネッセ	オリエンタルランド	JR東日本	三井住友銀行	サントリー
	理系	ソニー	パナソニック	資生堂	サントリー	味の素	シャープ	トヨタ自動車	旭化成G	キヤノン	カゴメ
2011	文系	JTB	資生堂	全日本空輸	オリエンタルランド	三菱東京UFJ	明治製菓	JR東日本	三井住友銀行	エイチ・アイ・エス	ベネッセ
	理系	味の素	パナソニック	カゴメ	資生堂	ソニー	明治製菓	三菱重工業	JR東日本	JR東海	東芝
2012	文系	JTB	全日本空輸	資生堂	オリエンタルランド	三菱東京UFJ	JR東日本	三井住友銀行	ニトリ	エイチ・アイ・エス	伊藤忠商事
	理系	パナソニック	味の素	ソニー	東芝	明治グループ	カゴメ	資生堂	JR東海	三菱重工業	本田技研工業

【参考】

○大手ゼネコンの状況(100位以内)

◆2008年度【理系】

竹中工務店(37位)、大成建設(46位)、鹿島建設(55位)、大林組(67位)、奥村組(77位)、清水建設(86位)

◆2009年度【理系】

鹿島建設(41位)、大成建設(44位)、竹中工務店(49位)、清水建設(80位)、大林組(84位)

◆2010年度【理系】

大成建設(33位)、竹中工務店(37位)、鹿島建設(46位)、清水建設(75位)、大林組(85位)

◆2011年度【理系】

鹿島建設(34位)、竹中工務店(48位)、大成建設(49位)、清水建設(54位)

◆2012年度【理系】

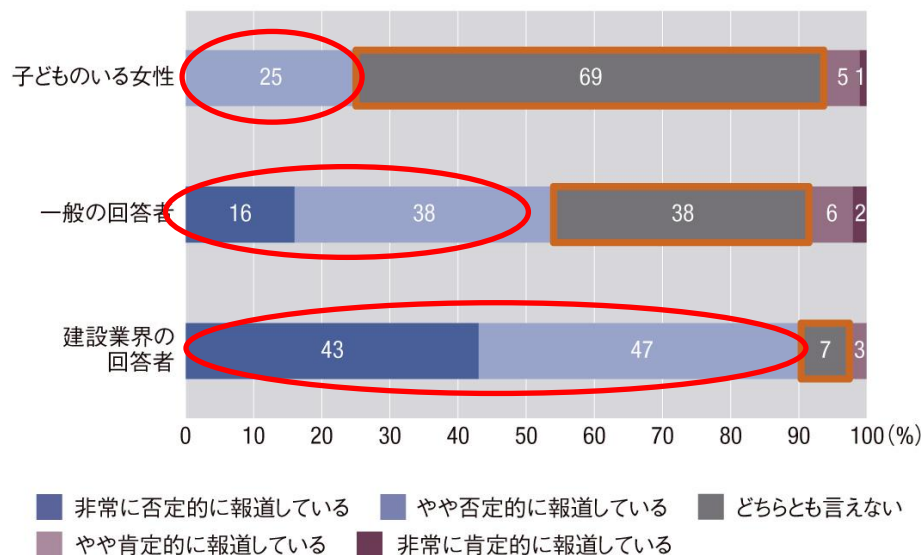
鹿島建設(43位)、清水建設(59位)、大林組(69位)、竹中工務店(71位)、大成建設(76位)

※【文系】…100位内の該当なし

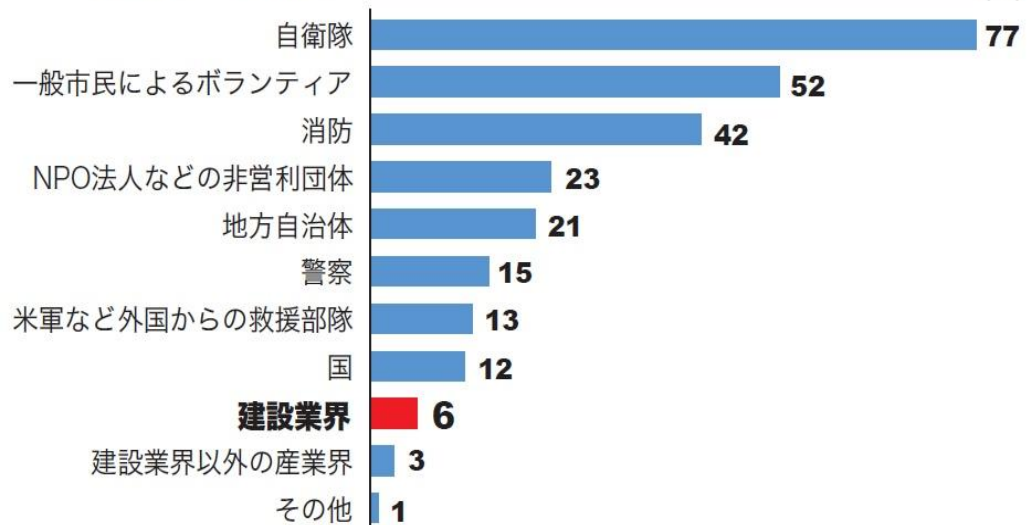
- 建設業関係者と一般市民との間では、建設産業に対するイメージにギャップがある。
- 東日本大震災の被災地支援における建設産業の貢献が、一般市民には必ずしも高く評価されていない。

※日経コンストラクション調査(平成24年1月～2月)より

Q マスメディアは建設業界をどのように報道していると感じるか



Q 東日本大震災の被災地支援で、より大きく貢献したと思う団体・組織などは？(子どものいる女性)



- 子どものいる女性の回答者で否定的に報道していると答えたのは25%、一般の回答者では54%。
- 一方、建設業界の回答者では、90%が否定的に報道していると答えている。

- 子どものいる女性の77%が自衛隊を、52%が一般市民によるボランティアを、42%が消防を挙げた一方で、建設業界を挙げた回答者はわずか6%。
- 建設業界の回答者で同業界を挙げた人は50%を占めた。

III-5 業界団体や行政機関等における広報の取組例

《ホームページの活用事例》

(社)日本建設業連合会

○ 建設WEBサイト『BUILD UP!』

建設業の役割やそこで働く若者たちの声などの情報を発信。

○ 子供向け建設業紹介コンテンツ『けんせつタウン』

アニメーションやペーパークラフト・ぬりえ等を用いて、子供が楽しく建設業を学べるよう構成。



《パンフレット・団体活動による事例》

(一社)全国建設業協会

○ 生活を守りまちをささえる建設業

地域の建設業が実施している社会貢献活動や公共事業の正しい理解と認識を国民・社会に広くアピールするため、毎年7月を「建設業社会貢献活動推進月間」と定め、パンフレット等の作成・配布や、中央行事の開催など様々な活動を展開。

○ 『ものづくりファンクラブ構築プロジェクト』

若者などに建設業に興味を持ってもらうため、ものづくりの魅力を伝える現場見学会、インターンシップ、体験学習等を実施。

[参考]22年度実績(参加人数)

・現場見学会10,524人 ・インターンシップ3,541人 ・体験学習2,320人



《行政機関、建設業団体等の連携による取り組み事例》

建設産業人材確保・育成推進協議会

○ (一社)建設業振興基金を事務局として、建設産業団体等から構成。

○ 若年者の入職促進、優秀な人材の確保・育成・定着など幅広い人材対策を推進するため、建設業界ガイドブックの作成、「私たちの主張」作文コンクールなどを実施。

神奈川県魅力ある建設事業推進協議会(CCI神奈川)

○ 神奈川県県土整備局を中心として、行政機関等(10団体)、建設業団体(39団体)、教育関係団体(1団体)で構成。

○ 建設事業に対するイメージ改善を目的に、建設現場・技能労働者の表彰、親と子のふれあい体験ツアーを実施。

